

平成29年 6 月 8 日

1. 出席議員

1 番	大 坪	久美子	14番	吉 田	達 志
2 番	橋 本	正 敏	15番	寺 尾	高 良
3 番	田 中	栄 一	16番	栗 原	吉 平
4 番	堤	康 幸	17番	樋 口	良 夫
5 番	高 橋	信 広	18番	三 角	真 弓
6 番	小 川	栄 一	19番	井 本	政 弘
7 番	石 橋	義 博	20番	中 島	富 定
8 番	伊 井	渡	21番	森	茂 生
9 番	牛 島	孝 之	22番	栗 山	徹 雄
10番	萩 尾	洋	23番	井 上	賢 治
11番	角 田	恵 一	24番	松 崎	辰 義
12番	服 部	良 一	25番	樋 口	安癸次
13番	中 島	信 二	26番	川 口	誠 二

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	牛 島 義 光
事務局参事兼次長	古 賀 安 博
主 任	服 部 敬
書 記	信 國 美保子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市長職務代理者副市長	中 園 昌 秀
副 市 長	鎌 田 久 義
教 育 長	西 島 民 生
企画振興部長	井 手 勇 一
総 務 部 長	江 崎 順
市民福祉部長	坂 井 明 子
新社会推進部長	松 尾 一 秋
建設経済部長	松 延 久 良
教 育 次 長	永 溝 弘 幸
企画財政課長	石 井 稔 郎
地域振興課長	平 武 文
総 務 課 長	馬 場 解
防災安全課長	石 川 幸 一
税 務 課 長	堤 英利子
福 祉 課 長	野 田 勝 広
子育て支援課長	平 島 英 敏
介護長寿課長	平 島 隆 夫
商工観光課長	井 上 啓 時
農業振興課長	原 信 也
学校教育課長	藤 木 春 美
会計管理者兼会計課長	葉 山 多 恵 子

議事日程第3号

平成29年6月8日（木） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 角 田 恵 一 議員
- 2 森 茂 生 議員
- 3 牛 島 孝 之 議員
- 4 橋 本 正 敏 議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（川口誠二君）

おはようございます。お知らせいたします。お手元に、角田恵一議員、森茂生議員、牛島孝之議員、橋本正敏議員要求の資料を配付いたしております。

ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成り立ちました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により、お手元に配付をいたしておりますので、御了承願います。

日程第1 一般質問

○議長（川口誠二君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。11番角田恵一議員の質問を許します。

○11番（角田恵一君）

皆様おはようございます。11番角田恵一でございます。さきの通告に基づき、一般質問を行います。

さて、国においては平成27年12月22日、地理的表示保護制度、いわゆるGIを公示し、その中の1品目として当八女市においても、同年6月の申請により、市、県、関係団体の努力により、八女伝統本玉露が登録されました。このことにより、地域特有の農水産物、食品を国が認め、ブランドとして認定、保護し、国が証明する認定マークを表示することができる

ようになりました。高級茶の産地として全国的に定着している八女市にとっては、お茶の消費拡大等につながるものと大いに期待するものです。ただ、今後も消費拡大に向けた取り組みを積極的に行っていくことは必要ですが、肝心かなめである伝統本玉露を生産されている方に対しての栽培の継続、拡大に結びつく施策の必要性も大事であると考えます。

そこで今回は、伝統本玉露が地理的表示保護制度のもと将来的にも続いていくために、生産者に対する施策等を中心に質問いたします。

あとは1回目の答弁を受けて質問席で行いますので、よろしくお願いいたします。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

おはようございます。それでは、11番角田恵一議員の一般質問にお答えをいたします。

1、茶業振興対策について、(1)八女伝統本玉露について、ア、現在の状況は（栽培面積、生産者数等）。

平成28年度の栽培面積は20.8ヘクタール、生産者は188人となっております。

イ、現在取り組んでいる主な施策及び今後の課題は。

伝統本玉露振興対策事業で10アール当たりの手摘み経費の2分の1相当額75千円を交付し、生産者の負担軽減を図り、生産規模の維持を進めております。しかしながら、被覆資材のすまきの確保が難しくなっていることや、被覆作業の労力が過大であること、また摘み手を集めることも難しくなっており、生産者の高齢化と相まって栽培を断念される方がふえているのが現状であり、課題となっております。

ウ、地理的表示保護制度（G I）登録後の取り組み状況は。

国の地方創生交付金を活用して八女伝統本玉露のブランドの再構築を進めており、主なものとしまして、ニューヨークと東京で著名なシェフ等に対しプレゼンを実施いたしました。その後、高級レストランなどのバイヤーの方々が次々に八女の茶畑を訪れ、着実に関心が高まっており、具体的な商談が進んでいるところでございます。今後は、八女伝統本玉露を生産性のある価格帯で流通させることによって、生産者が希望ある経営をできることを目標に持続的な取り組みを行う所存でございます。

エ、今後、関係諸団体との連携をどう強化していくのか。

現在、生産者や販売者、茶業の指導機関等で構成されます八女伝統本玉露推進協議会で事業を進めておりますが、福岡県園芸振興課や輸出促進課の事業と連携を深め、さらに効果的に展開していきたいと考えております。

また、八女全体の振興事業として、地元伝統工芸や商工業者とも連携を強化することといたしております。

オ、観光産業とのかかわりをどうしていくのか。

グリーンピア八女での森林セラピーやオルレツアーの中でしづく茶体験を行っているところ

ろでございますが、旅する茶のくにバスツアーなど、FM八女とさらに連携を図ってまいります。また、八女茶に興味のある国内外のお客様が昨年より非常にふえておりますので、本年4月にリニューアルオープンした茶の文化館と連携をし、魅力ある八女のおもてなしを進めていく所存でございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○11番（角田恵一君）

じゃ、1回目の答弁を受けて、個別に幾つか質問させていただきますが、まず今回、資料としていただきました伝統本玉露栽培の概要という資料でございますけれども、ちょっとこの中で幾つか確認も含めてお願いしたいと思いますが、1つはG Iの部分については申請段階では八女市及び周辺市町の中山間地域ということで申請されまして、これが登録されたということでございますが、この資料を見ますと、周辺市町の中山間地域については、伝統本玉露の栽培は現在あっていないということでございますが、要はG I登録された分については、あくまでも八女市に限定されておるという位置づけでいいものなのかというのが1つと、ここに上がっておりますG Iとしての証明をするときに、これからいくと、極端に言えば取引単価が13千円以上でないと、結果的にはG I、伝統本玉露としては認めませんという一つの取り決めがなされたと解釈するわけでございますけれども、あくまでも農林水産省が規定しております棚がけであるとか、そういう畑のつくり方によって、G Iというほ場を証明されないものなのか。要はつくった製品によって単価が13千円以下であれば、G Iでは伝統本玉露としての証明はできないということになるのか、この辺についての定義というか考え方についてお尋ねをしたいと思います。

それともう一点だけ、この段階でちょっと確認しておきたいのは、先ほど答弁でありました推進協議会ですね、八女伝統本玉露の推進協議会。この協議会に対して、今回、国がお墨つきを出したということで理解をしておいていいもの——ということは、逆に言えば、この協議会がG Iマークの証明をそういう赤いマークを発行するという団体になるものなのか、この辺について、まずお伺いしたいと思います。

○農業振興課長（原 信也君）

おはようございます。お答えをさせていただきたいと思っております。

今の議員御質問の件は、内容的に3点あったように思っております。まず、G I申請が八女地域だけのものなのかというような質問だったろうかと思いますが、この資料にもつけておりますけれども、G I申請の時点では生産の可能性があるということで、八女市及びその周辺地域ということで、みやま、筑後、広川、うきはということで申請をしておりましたけれども、議員今説明ありましたように、現段階ではそのG Iの産地としては八女東部、黒木、星野、上陽、矢部ということになろうかと考えております。

それと、G Iの13千円の金額の面を御質問されたかと思えます。それで、やはり高級感というようなことで、全て伝統本玉露ということで生産をしてあると考えておりますけれども、なかなかそのあたりでどれもこれもというようなこととなると、やはりそういう伝統本玉露ということ年全国的に発信していこうという中で、ある程度の基準を決めたほうがいいんじゃないかというようなことの中から、先ほども出ましたけれども、推進協議会なるものを立ち上げさせていただいた中で、生産者または流通業者もろもろの団体の協議会のメンバーの中でその13千円ということで決めさせていただいたような、それは自主基準でございますけれども、そういった経緯もございまして、その13千円の当然、茶取引センターでの価格ということになりますけれども、そのあたりでの13千円を超えるものにつきましては、G Iマークを付与しようというようなことでございます。

それと、G Iの今申し上げました協議会が申請なのかというようなことですが、申請自体はそういうことではございませんけれども、そのG Iの地方創生加速化交付金をいただく中で、それぞれの団体と協力をするというような中で、この協議会を設置しておりますので、この協議会の中での協議をした中で、この伝統本玉露についてますますPRをして、なおかつ伝統本玉露に限らず、その他全体の八女茶を振興していこうというようなことで、そういう組織を立ち上げさせていただいているような現状でございます。

以上でございます。

○11番（角田恵一君）

この伝統本玉露の認定という形の中で、今、担当課長答弁あった茶取引センターに上場されなければならないというのが一つと、もう一つは協議会の中でそういった部分を付与するかしないかというのを決定するというふうに、ちょっと私は理解したんですけれども、例えば、生産者が農林水産省の規定によって、すまきの棚がけを何日以上やってということで、その通りにしておいて、例えば、JAの取引センターに上場しなくて個人の取引としてやるといった場合、そのG Iマークの商標というのは、ちょっとこれはもうつけられないということで理解しておってよろしいのでしょうか。極端なことを言えば、個人の生産者が自分の工場ですべて玉露をつくってG Iとして売り出したいけれども、それはできないということで理解しておってよろしいのでしょうか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答え申し上げます。

今、議員御指摘のとおり、現段階では先ほど申し上げたとおり、それぞれの団体で組織する協議会の中で、自主基準ということで13千円という規定を設けさせていただいております。なおかつ、当然、茶取引センターを通してということで、そこからの結局、出荷証明というものが必要になってくるようになっており、現段階ではそういう手続で進めておりますので、

指摘のとおり、直接生産者がというようなことでのG Iの付与は現段階では考えられないということでございます。

以上でございます。

○11番（角田恵一君）

今回の資料で、関連でもう一つ確認させていただきますが、平成28年度においてG I展示園に対する補助金ということで1,400千円、ここには伝統本玉露の規範となる一芯二葉摘みの茶園に対して、展示園として50千円を1園当たりということでこの金額が出されておりますけど、ここについては全てそういう形の中で、茶取引センターに上場されて、あくまでも展示園という形のほ場になるわけですけれども、これは全て伝統本玉露を栽培する園であるということで確認をして、そういう形の中で新たに設けられているものでしょうか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答え申し上げます。

議員おっしゃるとおりということでございます。

以上でございます。

○11番（角田恵一君）

ということは、もう平成28年産のお茶については、玉露については全て13千円以上の取引がされたということで、イコールという考え方でよろしいでしょうか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答え申し上げます。

先ほどの50千円の補助の関係につきましては、議員おっしゃるとおりだと思います。その園の生産されたお茶が全てG I、13千円以上なのかということになりますと、そのあたりまで私のほうでは今確認をとっておりませんので、そういうことで御容赦をいただきたいと思います。

以上でございます。

○11番（角田恵一君）

冒頭ちょっと話しましたように、G Iの認証、そういう付与という考え方からすれば、やはりせっかく地理的表示という部分を八女市が伝統本玉露として登録されたわけですので、こういった部分がやはり継続的になっていくためにも、そういった展示ほ場に対する助成というのは、これはもう一つの施策だと理解をしておりますけれども、そういった部分が、要は単価的な部分になりますと茶商——どうしても入札結果の部分についての、当然、生産者もそれなりの製品を工場を介してつくり上げていかなければならないというのは重々当たり前のことでございますけれども、そういった部分を含めて、逆に言えば13千円という金額がもし内部でそういう部分を協議会等も含めて設定してあるならば、生産者からすれば、一定

見直しを含めて伝統本玉露に見合った、例えば、極端なことと言えば15千円とか16千円とか、そういった部分についての茶商との兼ね合いもあるかと思えますけれども、そういったことで、生産者に対する還元も含めた中での考え方というのは、今後、幅といたしますか、なぜ13千円かというのはちょっと私もまだ理解できませんけれども、そういった部分で生産者からすれば、経費等も含めていろいろなやっぱり高いほうが当然いいわけでございますので、そういった部分の協議というのは今後なされるものなのか、できるものなのか、この辺についてお願いしたいと思えます。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

この協議会が平成28年度より、地方創生加速化交付金をいただいた中で、設立をした中で協議を進めております。昨年1年間、暗中模索ではございましたけれども、当然伝統本玉露に対するPRを進めていこうという中で、昨年におきましては13千円という生産者の団体、流通業者の団体、それぞれの団体がメンバーにおられますので、その中で13千円という規定を本年度につきましては、まだ現段階ではそういうことになっておりますけれども、今、議員御指摘のとおりでございます、将来的に金額的に15千円とか16千円とか、そういうことの可能性があるのかということであれば、当然これにつきましては最終目的が金額をどこに設定するのかというのは、将来的に今、検討をしておるような状況でございますので、これにつきましては、それぞれ協議会の中で年に何回か役員会なり推進会、いろんな会議を設けさせていただいておりますので、これがやはり、例えば来年は15千円にしたらどうかというような協議の中で出てくれば、そういう価格の変更というのは当然出てくる可能性があると考えております。

以上でございます。

○11番（角田恵一君）

ぜひ、その辺については今後もお願いしたいと思えますが、答弁の中で今の課題等について答弁いただきましたけど、その中ですまきの資材確保及び労働力の問題が答弁ありましたけれども、今回の伝統本玉露の生葉生産方法の仕立ての中で、自然仕立てであるとか、被覆資材という形の中で稲わら、すまき等の天然資材を利用すると。なおかつ、16日以上被覆をする、おおむね20日間というような部分で幾つか規定ございますけれども、御存じのように、すまきについては、当然これは消耗品でございますので、生産者からすれば購入した後、何年か、その年その年の天候のぐあいにもよるし、またあると思えますけれども、当然更新をしていかなければならないと。

現段階において、JAもそうなんでしょうけれども、すまきを生産、今つくられている方の業者数といたしますか、数というのは把握をされておりますでしょうか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

今、議員御指摘のとおり、労働力の不足であったり、それに伴いまして、当然、伝統本玉露にはそういうすまきであったりというのは必要最小限の規定というようなことになっております。

今、御質問のありましたすまきをつくってある業者さんであったりとか、そういう機械であったりとか、そういったものについては現段階では詳しくは確認をとれておりませんが、やはりこの八女伝統本玉露というのにつきましても、市としても最重要点的に力を注いでいくべき農産物であろうという認識のもとにはございますけれども、ただいま県の組織を中心として、それぞれの188人という生産者の方がいらっしゃいますが、その他、稲わらの生産、すまきの生産者に対しての現状を把握したいという中から、県を中心としたプロジェクト会議なるものを立ち上げて、まずは現状を把握しようじゃないかというような現在、機運になっております。市としてもそういう現状をしっかりと把握した中で、今後のそういう問題については取り組んでいく必要があるのではないかとということで認識をしておるところでございます。

以上でございます。

○11番（角田恵一君）

現状の課題について、すまきの問題と労働力の問題はちょっと分けて質問をさせていただきますが、まずは今、すまきの生産というか、これは伝統本玉露を続けていくためには必ず必要な資材なんですね。当然これは当たり前のことなんですけど、前は稲わらを直接竹で編んで被覆をしていたような状況ですが、現段階ではすまきがもう主流であると。これが生産されない限りは、逆に言えば、労働力の問題もそうでしょうけれども、どんどん玉露園がなくなっていくと、少なくなっていくというのは目に見えておるわけです。ですから、このことについては、現状を見ると、まだまだ数字的には確認されていないというようなことでしょうけれども、私が知る限り、もう片手ぐらいというか、二、三軒ぐらいの方しか、今すまきをつくっていらっしゃる農家といますか、これはある程度稲わらを確保しながら、一定簡易な機械で織っていくわけですが、それについても冬場の仕事である程度注文を受けながら、翌年、翌春の販売というような形にされておると思いますけど、一昨年だったですかね、JAがある程度あっせんしながらしたときに、今度は稲わら不足というような部分もちょっと発生した状況もございます。

ですから、これは早急に、すまき生産といいますか、そういうつくってある方たちを把握していただきながらも、その方たちも、たしか高齢の方、あわせて機械がやっぱり昔ながらの機械を使って生産されている状況がございますので、これについては市もJAも認識して

あると思いますので、このことをいかに、じゃ、更新していくか、継続していくかというのを具体的に、このまま例えば推進協議会も含めてですけれども、議論していただきたい。

なおかつ、ちょっと機械を私自身も見てみましたけれども、構造は簡易なんですよね。ところが昔ながらの機械をそのまま使っている関係で、故障したらなかなかもう新しい部品というか、かえる部品がないとか、いろいろな問題もございます。

私、ちょっとこれをできるかどうかわかりませんが、研究していただきたいのは、今、畳表のイグサを編んである機械がございます。八女はありませんけれども、そういったものを、例えば、すまき用の部分に改良できないかどうか、そういった部分の研究等を県の機関なりそういった部分も含めて、ぜひ具体的に取り組んでいただきたいと思いますが、その辺についての考え方をちょっとお願いしたいと思います。これは部長のほうでお願いできますか。

○建設経済部長（松延久良君）

お答え申し上げます。

今、御指摘のすまきの機械につきましては、もう数年前からいろんな形で指摘を受けておるところでございまして、まず機械の問題ですね。実際発注すると、もう10台単位でないと、なかなか今受けてもらえる機械メーカーさんがいないとか、あるいは今使っている機械等も古くて備品の手配がないといったような状況については認識をしておるところでございまして、JAともこの辺は話しておるところでございしますが、1つは、これは久留米工業大学と農業の関連分野の提携を行っておりますけれども、簡単なこういった機械の設計図なり、どうやってつくったらいいかというのを相談は一応投げかけておるところでございまして、ただ、まだ答えは来ておりませんが、そういったところとか、あるいは県とあわせて機械の問題については十分に対応していかなければならないと思っております。

それから、イグサの機械の応用ということも同じような形で、県段階ではイグサの協議会とかも持っておりますので、そういうのを利用しながらやる必要があると思っております。

それから、稲わらの調達の問題も必ず出てくるわけでございますので、そこは農協がかなりすまきの資材の調達については力を入れておりますので、県、農協、市も一緒になって、十分にこの辺については早急に対応していきたいとは思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○11番（角田恵一君）

ぜひ、このことについては生産者のほうも心配をされております。やはり、すまきの調達——今は、個人的に稲わらを確認しながら、実際やっておられる方に対して個別に対応してお願いをされている状況もございまして、そういったことについても、今、部長言われ

た部分も協議していただきながら協議会であっせんをするとか、そういった部分の中で対応を今後進めていただきたいと思います。

それと、今度は労働力の問題でございますけれども、伝統本玉露の摘採方法ということで新芽の柔らかい部分のみを均等に収穫する手摘みとするという定義があるわけですが、あくまでも玉露の中、当然、伝統本玉露でない玉露も手摘みなんですけれども、要は人海戦術というか、やはり昔ながらの人の手によって芽を摘まなければならないと思います。当然そうでないといいお茶ができないということなんですけれども、やはり昔というか、前は労働力の確保の中で、一定交換といいますか、例えば、お茶の収穫時期においては、立花町のミカンの農家がお茶を摘みに来ていただいて、ミカン収穫のときには八女東部のほうからミカンの収穫に行つてということで、労働力をいろいろな形の中で、昔でいうと手間代といいますか、そういった部分をやっていった状況であります。しかしながら、その方たちも高齢化されてなかなか確保できない。

あわせてまた、技術的に手摘みの技術というのが、すぐ来て頭数をそろえて、人間の努力をそろえて思います茶摘みができるかということになると、新芽の柔らかい部分、特にそういった技術的な部分もございますので、労働力というのがなかなか特効薬というのがないのが現状であり、これから先の課題だと私自身も認識しております。

1つ協議会でまた議論していただきたいと思っておりますのは、今、いろいろな形の中で人材派遣的な要素の部分があります。出品茶等の一芯二葉関係の部分については、一定レクチャーを1時間程度やって、こうすればということで対応できると思うんですけど、例えば玉露の摘み方についても、そういう人材派遣も含む中での短期間では——時期的な問題があつて、長期的な部分にはならないと思いますけれども、そういったことが検討できないものなのか。要は白紙の状態でレクチャーしていただければ、それなりの対応ができるのではないかという思いもしております。これが絶対とは申しませんが、そういった中での労働力の確保をどこかの形の中に見つけていくと。そうしないと、これから先、伝統本玉露の栽培面積をふやしたい、新たにしたいという部分の中には、そういうネックがある以上はなかなか次の段階にはいかないと思いますので、これについてちょっと考え方、労働力の確保について、市として何かお持ちであればお願いしたいと思います。

○建設経済部長（松延久良君）

お答え申し上げます。

今の御指摘の労働力の問題につきましても、品評会のほうについては学生さんをお願いしたりとか、体験の中で余りスピードを要求しない摘み方になりますので、丁寧さのほうを要求される摘み方ということになりますので、さまざまな形で摘み手を集めさせていただいておるといふところだと思いますけれども、今後、本格的な伝統本玉露の経済的な労働力とい

うことについては、今、市のほうとしては、先ほど言いました生産者に対する支援というところだけでおさまっておりますけれども、じゃ、実際の摘む人をどう寄せてくるかというのは大きな課題だということでは認識しておりますので、これも含めてそういった協議会なり、あらゆる形でそういうところが集まりませんと、伝統本玉露もできないわけでございますので、そこを含めて十分に検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○11番（角田恵一君）

この労働力については、ぜひ先ほどの答弁でもありました生産者に対する助成制度というのは今ありますので、それを受けて生産者も今助かっている分は大いに助かってあります。現段階で、自分で労働力を確保しながら、それに対する10アール当たりの補助金制度でございますので、これについては助かってあるというのはもう認識しておりますが、今度は現実的な人的といいますか、人材ですね、この確保が幾ら助成制度を続けていっても、その相手がおらない限りはできないわけでございますので、これについては本当に一つ飛び越えたところでの労働力確保のための協議をやっていただきたいと思っております。

それと、地理的表示保護制度以降の取り組み状況ということで、答弁の中にニューヨーク、東京でのプレゼンの答弁ございましたけれども、今回の保護制度のメリット、デメリットという形の中で考えたときに、メリットとしては国の認定マークがあることで輸出拡大に期待ができると、そういったことで衰退した地域ブランド化の活性化なり、にせもの——にせものといいますか、本物でないものを取り締まりが強化できると。また、そういう国の証明があるということによっての今後の見通しも含めて、若い人の農業従事者等の増加などが上げられているわけでございますけれども、当然、冒頭申しましたように、消費拡大に向けた取り組みというのは必要であると思っております。

今回の地方創生の50,000千円という部分の関係の交付金を利用していただきながら、ニューヨークなり、そういう東京などのプレゼンテーションの部分でございますので、県もやはりお茶と限らず、そういったほかの農産物を含めてのG Iも契機に外に打って出るという考え方を持っておりますので、この辺については生産者の立場ではございませんけれども、消費拡大に向けた一つの考え方として、要はPRのやり方として、そういうプレゼンも当然必要だと思いますけれども、要は国内においてもG Iの認識というのがまだまだ定着していないというのが一つあるかと思っております。

それとあわせて、セールスマンといいますか、県がそれだけの今回のG Iに対する思いというのを国内もそうですけれども、対外的にしていくためにも、現在市長おりませんけれども、首長及び県知事、知事はいろんな形の中で国際的にもそういう対応はできる立場にご

いますので、こういった部分も協議会等を通じて、ぜひ働きかけを行っていただきながら、今後も消費拡大に向けた取り組みはやっていただきたいと。なおかつ、ただ生産者の声を今回聞いた限りではいろいろな意見がございますけど、当然、そういうニューヨークに向けた事業展開も必要であろうけれども、先ほど言いました、そういったいろいろな課題をぜひ生産者向けに対する施策にも振り向けていただきたい。このこともやはり一体化しておりますので、生産と流通はそういうところを考えるならば、国なりからの交付金等の取得についても、そういった部分を含めて、今後もしそういういろいろな面が出てくるならば、ぜひ検討していただきたいと。そうしないと、何回も言いますが、本家本元がなくなればこのG Iも必要なくなりますので、そういったことをぜひお願いしておきたいと思うところがございます。

それと、関係団体との連携ということで、今、現段階で協議会を立ち上げていろいろな形の中で協議をされていると思いますけれども、このG I、伝統本玉露としての先ほど冒頭あった13千円という部分の中でいくなれば、茶商団体の部分の人たちとの考え方、その辺が一番大きいのかなと。JAもそうなんでしょうけれども、その辺を一つは茶商工の皆さんがどれだけ——当然自分たちの商売の関係も含めてですけども、伝統本玉露がないと、そういったほかのお茶の兼ね合いもあるかと思っておりますので、その辺の協議というのは、協議会の中にも入っておられますのでどうかと思うんですけど、腹を割った率直なそういう意見交換も含めて、今後、先ほど出ておりました単価の問題も含めてですけども、話し合いをやっていただきたいと思うんですけど、その辺についてのいろいろな流通形態の難しい部分もあるかとは承知しておりますけど、そういったところについてはいかがでしょうか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えを申し上げます。

今、議員御質問のあったその協議会の中に、一応参考までにどういうメンバーがいるのかも調べになっているかもしれませんが、JAの茶業部会であったり、福岡八女玉露振興部会、なおかつ茶業課、それと茶商工協同組合、それぞれの団体がこの協議会の中に組織をされております。

それで、今、議員の中からも出ました、いろいろ流通の中で非常にいろんな問題もあるというようなこととお話をいただいたのにつきましても、当然そういう問題があるかと思っておりますけれども、先ほど冒頭申し上げたとおり、協議会の中でいろいろと協議をした中で、このG Iについてはますます発展をさせていく必要があると考えておりますので、そのあたりにつきましても、やはりいろんな面でそれぞれの役員さんいらっしゃいますので、そのあたりで十分協議を進めていきながら、なお実のある協議会の活動に進めさせていただきたいということで考えております。

以上でございます。

○11番（角田恵一君）

確かに、やっぱり生産者の皆さんがなりわいとして所得につながっていかないと継続していけない部分でございますので、このことについては、やはりその分が単価アップによっての還元という部分にもつながってくるし、確かに平成28年度はこのG Iを契機に、対前年比2割アップという形で単価的にも上がったということも認識しておりますけど、そういったことを含めて、ぜひそういう関係団体との協議等を密にさせていただきたいなと思うところでございます。

それと、ちょっと前後いたしますけど、いただいた資料で、今現在188名の生産者数ですけども、対前年比からいくと若干減ってはおりますけれども、面積生産者というのはトータルでいうと若干ふえているわけですけども、それはやはり今後のそういう期待も含めて生産者の方が栽培面積をふやされていると理解をします。そういったことを考えるならば、今後、若手といいますか、一定やっぱり農業後継者として今、茶業農家を継いでいる方たちが、現在の労働力軽減のためのそういう煎茶の部分というのを一定の面積やっておられますけれども、しかし、これについてまた伝統本玉露を10アールでも20アールでもやってみようかという部分の中で、ぜひ思い立っていただきたいという思いをしております。これについては、それぞれの地域の生産者の方と話すときにもよくそういうことになるわけですけども、これについて、ぜひ行政ともJ Aと取り組んでいただきたいなと思うところでございます。

それと、1点だけちょっと市の考え方を確認させていただきたいんですけど、高級茶の産地である八女市の一つの要因として、私は玉露があることによって、全体のお茶の単価を底上げしているんだという思いをしております。極端なことを言えば、全国では玉露があるのはこの八女と京都の宇治、そういった中で、静岡、鹿児島等のお茶の産地と比較しても、毎年、単価的には煎茶も含めてある程度いい単価を出すわけですね。この要因としては、やはり玉露栽培が八女市地域にあると、このことが茶商さんも含めて一定認識をさせていただきながら、お茶の単価を引き上げと思っておりますけど、これについてはどうお考えでしょうか。ちょっと前後いたしますけど。

○建設経済部長（松延久良君）

お答えいたします。

今、議員おっしゃるとおり、八女茶のすばらしさの頂点にはやはり伝統本玉露があると。これによって全体的なお茶の品質、あるいはブランド力も上がっておるとするのは、市も市長を含めて、そういうふうなことで推進を図っていると思っております。特に生産段階では全国レベルの品評会というのは、この全国茶品評会というのが歴史的にも古く、生産者のみ

ならず、茶商さん方も全て注目されている大会でございますけれども、これで伝統本玉露は八女が産地賞という最高賞を16年連続とっておりますし、また大臣賞も一度ちょっと京都に行きましたけれども、十数年来ずっと八女がとっておるということで、この実質的な品評会での競争で実証する。また、品質面についてはそれぞれの生産者の技術力を高めて、高い品質のものをつくっていくということで伝統本玉露、玉露、かぶせ茶、煎茶という全体的な八女の品質、ブランドのイメージリーダーだということで推進を図ってきておりますので、当然、このG Iを認証したことによりまして、さらにそれが高まって、全体的な茶業のブランド力の向上につながっておると認識をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○11番（角田恵一君）

ぜひ、このことについてはもう一回再認識していただきたいと思うところでございます。ですから、旧八女市においては玉露の栽培はございませんけれども、八女市、筑後も含めてですけれども、そういった部分の中でお茶生産農家というのはおられますので、そういったことについて、八女地域においての単価がほかの地域に比べて上がっているのは、やはり伝統本玉露なり玉露が生産されているということも、一定ほかの生産者の皆さんにも、玉露生産者以外のお茶の生産者の皆さんにも理解をしていただきたいと思うところでございます。

最後になりますけど、観光産業とのかかわりについてということで質問しているわけですが、答弁の中に、今回、茶の文化館のリニューアルなり、そういったものを含めて、またお茶のくに八女のいろいろな形の中での活動の中にお茶の部分を取り入れてもらっておるという部分でございますので、このことについては継続していただきたいし、また力をいれていただきたいと思うんですけれども、きのうも同僚議員の中から幾つか出ておりました観光の問題の外国人の方が大いに来られている部分で、それぞれの地域の取り組みというのはまた対応が違ってくるとは思いますけれども、G Iという一つの利用といいますか、観光客、来訪者、そういった方たちに対する具体的な取り組みといいますか、例えば八女市においてはお茶の中でも国が認めてといいますか、保護しておるお茶がありますよと。ぜひ、こちらに来ていただきたいという部分の中での海外向けのそういったPRでありますとか、そういうツアーも含めて、一定今、個々別には外国の方がよくバイヤー的な方たちが茶農家を直接訪れて、いろいろな形の中で茶商さんなり訪れて対応されている部分も聞いておりますけれども、組織的に、例えば旅行会社等も含めて、ツアーの中にそういった伝統本玉露の部分のコースなりそういった部分を織り込みながら、人を動かしていくというようなことを商工観光のほうの部分の中では、今後、事業の中に取り入れというのは考えられないものか、お尋ねしたいと思います。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

八女伝統本玉露、G I、これは八女茶が全国的にも3%ぐらい、その中でG I認定という伝統本玉露とは本当にわずかでございます。それで外国人に対して、今、観光のほうで直接G Iのほうはまだ取り組んでおりませんが、まず日本の方に知っていただくということで、飲まれていない方も本当に多いかと思えます。

それで、幾つかの取り組みについて、ちょっと紹介してよろしいでしょうか。

4月にリニューアルオープンしました茶の文化館、ここで昨年との比較になりますけど、今までしづく茶ということで、入館料を含めたところで500円ということで提供しておりました。それが昨年は、これは4月、5月だけですね。平成28年が3,045人ということで、ことしは3,427人ということでふえております。

それと、今年から極上しづく茶ということで、もっと高級な伝統本玉露を出しております。これが1,016人ということで、昨年の合計の3,045人からすると、4,443人ということでこれは2カ月分ですけど、大幅にふえております。

それと、これは観光のほうで取り組んでおるバスツアーですね。当然、森林セラピーも昨年1回、ことしの5月に1回、歩いていただいた後に伝統本玉露を味わうということで体験をしております。これは昨年は14名、ことしの5月が21名の参加でした。

それとオルレのほうでも、八女茶満喫オルレということで昨年の10月に実施しまして、大茶園で冷茶をいただいた後、ゴールした後、岩戸山歴史文化交流館のほうでしづく茶を召し上がっていただいたと。これが42名の参加です。

バスツアーのほうで、これは今募集をしておりますけど、旅するバスツアーですね。これが初めての企画で八女のイッピンめぐりということで、極上のひとときを過ごすプレミアムツアーということで、本来4千円のツアー料金ですけど、これはお一人12千円、10名ということで6月20日までの締め切りで、実施が7月15日、7月19日ということで今もしておりますけど、定員を両日とも上回っております。これは星野のほうで、それこそ極上の伝統本玉露を味わっていただく、そういうツアーを企画しております。

それと、これはことしの5月に旅する茶のくに週間という体験のほうを企画しましたが、ちょっとこれは実施者さんのほうで御不幸がありまして、急遽これは取りやめになりましたけど、内容は全国の品評会で特別賞をいただかれた上陽の方ですけど、その茶園で伝統本玉露を摘んで、それを味わっていただくということで、これも4月30日行う予定でしたが、先ほど言いました御不幸があったということで、急遽これがキャンセルになりました。これもまた実施していきたいと思えます。

それと、これは今、6月で福岡のホテルニューオータニのほうで、八女のグルメフェアということで実施をしていただいております。ホテルニューオータニの中に入っておる7店舗

で八女のグルメで食材を出していただいております。その中のイベントとして、これは先週の日曜日、6月4日でしたけど、八女の伝統本玉露を味わうということで、1部、2部、2回あったんですけど、限定20名様、これがうちのほうから茶のインストラクターが行ってから、ここでしっかり伝統本玉露を入れてしっかり味わっていただいたと、喜んでいただいたという、こういうこともやっております。

こういうことで、本当に外国の方はちょっと今から対応はしていきますけど、本当に日本の方でまだ伝統本玉露というのを味わったことがない方がたくさんいらっしゃいますので、その辺は積極的に農業振興課と今後連携を図りながら、しっかりPRのほうに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番（角田恵一君）

いづれにしても、今の取り組みをまた拡大していただきたいと思っておりますけれども、要は先ほど言った生産がなければ伝統本玉露も継続していけないという部分がございますので、ぜひ、これは農業振興課及び商工観光課もそうなんですけれども、この伝統本玉露をいかに八女市のほうから外に発信していくのかということを考えてときに、職員の皆さん一生懸命それに取り組んでであると私認識しております。

こういったことを今までの従来のやり方に捉われずに、いろいろな形の中で知恵を出してもらっておると思っておりますので、このことについては八女市全体でバックアップしながら、また県なりを引き込みながらやっていただきたいと思うところでございます。今までのようなやり方ではできない部分も相当あると思っております。そういったことを含めて考えるなら、ぜひ今まで以上の取り組みをやっていただきたいと思うところでございます。

それと、最後になりますけど、ちょっと通告はいたしておりませんが、給茶機の問題についても、当初は毎年毎年という形でしたけれども、ことしも市長の思いの中で、やはり子どもたちに八女茶のおいしさというのを小さいときからということで、八女市全部の小中学校に本年度設置されるということでございますので、これについては早い時期にやっていただいております。このことによって、また地域の茶業青年部なり、茶業部会の皆さんが原材料の提供なりをやっていただいておりますので、これがまた消費拡大にもつながっていくと思っておりますので、これについては早急に取り組みをお願いしまして、るる申しました部分について、具体的に今後動いていただくということを御期待申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川口誠二君）

11番角田恵一議員の質問を終わります。

21番森茂生議員の質問を許します。

○21番（森 茂生君）

21番森茂生でございます。最後まで御清聴よろしく申し上げます。

まず1番目に、基金についてお尋ねをします。基金の中でも財政調整基金の基本的な考え方についてお伺いをいたします。

2番目に、マイナンバーについてお伺いをします。

ことし1月発行のある会計事務所の新聞の見出しには、2017年5月、マイナンバーが一斉に漏えい、特別徴収税額通知書が個人番号つきで事業者に配付、しかも普通郵便で、市役所は御理解くださいの一点張り、これで個人情報を守れるのかといった報道が出ております。どういったことかといいますと、人を雇用している事業者は、通常、従業員に支払う給料から住民税を天引きし、居住している市町村のほうへ納入をします。この仕組みを特別徴収といいますけれども、市町村は事業者が1月に提出する給与支払報告に基づき、従業員一人一人の1年分の住民税を計算し、毎年5月に事業者へ通知をします。それを特別徴収額決定変更通知書といいますけれども、今年度分より、その通知書に市町村が調べた従業員全員のマイナンバーを記載して事業者へ送付をしております。さらに問題なのは、マイナンバーを事業所に告知していない従業員のマイナンバーまで市町村が独自に調べて本人にも知らせないまま事業所に通知をしております。

また、従業員のマイナンバーを収集していない事業所にも、その従業員のマイナンバーを記載して送付をしております。これに対し、全国保健医療団体連合会や税理士団体、日弁連など多くの団体が中止要請や抗議声明などを発表しております。八女市において、このマイナンバーの取り扱いがどのようになっているかをお伺いいたします。

3番目に、安心安全な町づくりについてお尋ねをします。

オレオレ詐欺や振り込め詐欺などが連日のように報道されておりますけれども、八女署管内でも最近これらの詐欺は5件、被害額は1,400千円で、コンビニでの電子マネーによる被害があったということで、発表をしております。

また、多重債務者問題も深刻です。国の多重債務問題改善プログラムにおきまして、地方自治体の役割について、住民から最も身近で接触機会も多く、多重債務者問題は自治体みずからの責務との意識を持って、主体的に相談窓口における積極的な対応を行うことが望まれる。また、生活保護や児童虐待など、多重債務者の問題も含めて、総合的に問題を解決する役割も地方自治体に期待できると述べております。安心安全なまちづくりについて、どのようにお考えがあるのか、お伺いをいたします。

詳細につきましては、発言席にて質問を行います。よろしくお伺いをいたします。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

21番森茂生議員の一般質問にお答えをいたします。

1、基金について、(1)財政調整基金の基本的な考え方は。

財政調整基金は災害復旧、地方債の繰り上げ償還、その他、財源の不足を生じたときの財源を積み立てる目的で設置をしているもので、決算剰余金等を積み立てております。この基金は、長期的視野に立った計画的かつ安定的な財政運営を行うため、また災害時などの復旧、復興など、予期しない支出増加に備える財源として必要と考えております。

現在の予算編成におきましては、普通交付税が合併算定替えの逡減により減少をしておりますので、財源の不足額に応じて繰り入れを行っているところでございます。

2、マイナンバーについて、(1)マイナンバーに関しての責任の所在はどこに。

マイナンバーやマイナンバーを含む特定個人情報漏えいした場合等の責任の所在は、その情報を取り扱う時点で関与した機関等が行うべきものと考えます。また、マイナンバーを取り扱う業務を委託している場合、基本的には受託者の責任と思われませんが、委託する側も委託者が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う必要がございます。

(2)個人番号を提出しないことによる不利益は。

税務課では、住民税申告、給与支払報告書及び固定資産税償却資産申告に個人番号の記載をお願いしております。ただし、当面、個人番号、法人番号の記載がない書類であっても有効な書類として受理をしております。個人番号の提供をしていない方に対し不利益処分を行うことはございません。

(3)住民税の特別徴収事業所への通知に個人番号を記載、その法的根拠は。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第1号の規定により、個人番号利用事務実施者は個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、本人もしくはその代理人または個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供することができます。この規定に基づき、特別徴収に関する事務において、個人番号利用事務実施者である本市は、地方税法第321条の4第1項の規定及び地方税法施行規則第3号様式により個人番号関係事務実施者である特別徴収義務者に対して、従業員の個人番号を記載した特別徴収税額通知を送付することになっております。

次に、3、安心安全の町づくりについて、(1)市内における消費生活相談における苦情、トラブル、詐欺等の現状は。

昨年度、八女市消費生活センターに寄せられた相談等の状況は、配付資料のとおり449件で、内容としましては新聞の勧誘、通信、プロバイダの相談、架空請求などがございます。また、八女警察署に詐欺の現状について問い合わせをいたしましたところ、本年になっての認知件数は5件で、うち2件は昨年発生分でございます。

(2)消費者安全確保地域協議会設置の考えは。

消費者安全法の改正により、高齢者等の消費者被害を防ぐために、消費者安全確保地域協議会を組織することができることになっております。今後、県や近隣自治体の動向を踏まえ、検討していきたいと考えております。なお、介護支援専門員の代表の方々と協議を行い、本年9月に消費生活サポーター育成講座の開催を予定しております。この講座により、消費生活センターと介護現場で働く方々との連携を進めていきたいと考えております。

(3)多重債務者についての現状と、行政がその対策に取り組む意義についての考えは。

多重債務については、八女市消費生活センターにも相談がございますので、真摯に相談に応じております。消費生活相談員が対応できないような相談につきましては、弁護士による月1回の無料法律相談において対応を行っています。その他、福岡県がグリーンコープ生協ふくおかに委託して実施している生活再生無料相談会や国が設置した法テラス日本司法支援センターを紹介するなど、相談者に寄り添った対応を心がけておるところでございます。

以上でございます。

○議長（川口誠二君）

午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時3分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

○21番（森 茂生君）

声が聞き取りにくいという声もありますので、大きな声で簡潔明瞭、しかも、わかりやすく答弁いただきますように、まず最初をお願いいたします。

それでは、まず最初に、基金の考え方についてお尋ねしますけれども、ここに資料をいただいております。皆さんにもお配りをしておりますけれども、平成21年度から平成27年度まで、単純にこの数字を見ますと、平成22年度に黒木、立花などと合併しております。この数字を見てもらえればわかりますように、平成21年度から単純に比較しますと、現在、倍の124億円あります。

この124億円という数字がどれくらいかということですが、比較しないことにはわかりづらいので、いつも申し上げておりますとおり、福岡県内の財政調整基金を調べてみます。1番が福岡市で223億円、そして、2番目が八女市で124億円、北九州市が119億円、飯塚市が88億円、糸島市が80億円、近隣で言えば、久留米市が75億円、筑後市が24億円、大牟田市が23億円となっております。これからわかりますように、財政規模からしますと、極端に多く積み上げられているのが八女市の財政調整基金だろうと私は理解しております。

ことしの5月12日に読売新聞が大きく報道しておりますけれども、自治体に財政改革を指

示。首相が、地方基金が急増ということで地方自治体の貯金に当たる基金の残高が多い自治体は地方交付税交付金の配分を抑えるなどが検討される見通しだというふうに、これは報道しております。残高が多い自治体、何をもって残高が多いのか、これは基準が、どうも基金の場合はっきりしません。国が言う残高が多い自治体というのは、何を基準に多いか少ないかというのを言っているのか。国の考え方がどうなのか、まずお尋ねをいたします。

○企画財政課長（石井稔郎君）

それでは、お答えをいたします。

お尋ねは、国のほうが地方自治体の基金の残高が膨らんでいるということの問題視されて、それに対して見直しをとということが新聞報道でもなされてあった、そのことについてどうなのかというお尋ねだろうと思いますけれども、これにつきましては、政府の中で財務省のほうが、自治体の貯金であります基金の残高に目をつけたということでありまして、全国の自治体の基金残高も、2005年度では13兆円でしたが、2015年度には21兆円に拡大したということで、そのことについて目を向けたということでありまして、それに対して総務省のほうは、実は人口減少や不況による税収減や災害対応や社会資本の老朽化対策などに備えて、自治体が個別の判断で、これは蓄えてきた、基金に積んできたんだということでやりとりはあっておるようです。その後、地方六団体のほうからも、これについては、いささか残高が多いということで交付税の削減というところに目を向けるのは、そういった議論はおかしいのではないのかという、地方六団体につきましても要請書を政府のほうに出しているというところでありまして。

今の状況なんですけれども、そういうことではあります、総務省のほうとしては、全国の自治体を対象に基金の実態調査に着手を6月中にするということではなされておりました、具体的にそれを受けて総務省がどのような対応を自治体にとってくるのか、あるいは示されておられませんし、議員おっしゃられたとおり、どのくらいが総務省が決めている基準なのかというところも、現在のところでは自治体のほうにはそういった数値は示されていないというところでありまして、政府の財務省、総務省を取り巻く状況について、以上のやりとりがあった上での総務省の通知ということになっていると聞き及んでおりますので、御説明申し上げます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

私はその内容をお尋ねしたのではなく、総務省が何をもって多いかということをお尋ねしたわけです。この新聞によるといろいろ考え方があります。そして、先ほど言われましたように、基金の考え方について全自治体を対象に調査をしたいという話です。ですから、八女市とすれば、この積み上がった財政、一般的に標準財政の1割程度が妥当だろうと言われて

おります。ですから、八女市に引き伸ばしますと、二十二、三億円という数字だろうと思います。それからしますと5倍なんですよね。そいけん、たしかに私はこの数字を見る限りにおいては、何とかこれは考えていただかないと、逆に言うて、国があられもない攻撃をかけてくると私は思っています。恐らくそれは、総務省が言うようにこつこつ積み立てた金ですので、決して余裕があつてたんまりため込んでおるといふのは当たらないとは思っています。

そいけん、八女市の場合、この積み立てた金額を一体どこまで積み上げるつもりなのか、いつもお尋ねしていますけれども、今後の考え方がどうも私ははっきりしないんです。これは市長じゃないと答えられない部分もありましょうけれども、基本的な考え方がもしあれば、お尋ねをいたします。

○企画財政課長（石井稔郎君）

お答えをさせていただきます。

今後の見通しということでありまして、財政を担当する担当課長としての考え方でありまして、合併の算定替えがありました、これから先これがどんどん減っていくということで、平成32年度には一本算定になる。ですので、加算しておる額があと5割は減るということですから、概算で言うと約8億円は減るわけですね。ですので、今後そういった交付税の逡減に備えて今まで頑張って積み重ねてきたこの基金でありますけれども、これを今まで積んできたのは、そういった将来の財政の入りが少なくなることを見越した上で頑張ってためてきたということでありまして、今後これが今までのように、例えば年間10億円だとか積めるような状況にはならないと思います。逆にこれは減ってくるのが予想をされますので、これにつきましては、そういった今後の財政の収支の見通しも見ながら、財政調整基金については、やっぱりある程度の蓄えを持っておかなきゃならないのではないかなと思っております。

それから、標準財政規模の一、二割という御指摘でございます。

そういったのを、考え方というか、一定の指標もあるかもわかりませんが、これが、例えば自治体の特性もありまして、都市圏部できゅっと締まったコンパクトな平たん地と比較して、広大な中山間地を持つ八女市としては、そこでやるべき事業や、例えば災害になった場合とかいうのは、やはり桁違いに費用がかかるのでありまして、そういうことでいきますと、八女も、そういうふうに標準財政規模の2割でいいのではないかという単純比較はなかなかできにくいのではないかなと思っております。

そういった意味も込めまして、将来の財源不足と災害の備えということで、これにつきましては、蓄えをある程度持つておく必要があるのではないかなと思っております。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

災害、災害と言われましたけれども、当然、財政調整基金の冒頭に来ますのは、災害復旧や地方債の繰り上げ償還などに使うためであろう財政調整基金を積み立てているんだということです。それはわかります。しかし、これを見ますと、水害が起きたのは平成24年です。平成23年度93億円。そして、平成24年度が117億円です。そして、平成25年度はちょうど100億円に下がっております。当然、水害が起きたからだろうと思います。ところが、平成26年度はまた積み増して117億円と、1年だけ下がったんですけども、その明くる年はまた117億円とふえています。そして、今は124億円です。そいけん、災害、災害と言われましたけれども、あのような災害はそう起きないと思います。それでありながら少なくなったのは17億円程度です、使ったのは。そして、またふえているわけです。ここら辺が私は納得いかないわけです。口先でこう言うんじゃないでして、これはもう市長がいないからおたくを責めてもちょっと始まりませんけれども、私はやっぱり思い切った政策で市民に還元するべきだと思います。あるいは固定資産も1.6というのは、大牟田市と八女市だけです。これはこれだけの体力があれば、標準的な1.4、あるいは1.5なり下げることにも可能であります。ですから、そういう皆さん方に還元をし、なおそれが経済効果に波及するような使われ方で直しておたって余り意味はないんですよね。もっと積極的に生きた金になしていく、このことを言うておきます。もう市長、担当課で幾ら言ってもこれは無理ですので、そういうことを、私、発言をしておきます。

続いて、マイナンバーについてですけれども、まずちょっと基本的な流れですけれども、マイナンバー、その前の最初に届いたのが番号通知というんですか、届いていない件数、そして、今の正式なカードを申請した申請率というんですか、それがわかれば、確認のためお尋ねします。

○総務課長（馬場 解君）

お答えいたします。

番号通知カード、これが届いていない件数はどれだけかということでございますけれども、こちらのほうが、ちょっと申しわけありません、市民課のほうで事務を担当しております、確かに届いていないのがあるのは承知しておりますけれども、件数はちょっと私のほうで今把握をしております。

それから、個人番号カード、こちらの関係につきましては、5月末で交付の件数が約4,000件と聞いておるところでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

マイナンバーの担当は、恐らく1つは総務課になるかと思っておりますけれども、やっぱり全体

的な流れを一応は頭に入れていただきたいと思います。結局、通知したけど戻ってきた件数になりますけれども、2,300件だそうです。そして、先ほど言いますように、4,000件と言われましたけれども、5%程度が申請をしている、正式なマイナンバーのカードを申請しているのは全体の5%にとどまっているということです。国の場合は約1割程度と言われておりますけれども、国からすれば申請率は半分ということのようです。ですから、まず、このマイナンバーに関して一番心配されているのが、いつも言っていますとおり情報漏えいなんですけれども、現在までのところ結構、このマイナンバーに関してでも情報漏えい、何か事案が起きております。どのような事案があるのか、ある程度把握はされているかと思えますけれども、その事案、もしわかれば、一、二件、どういう事案が出ているのか、お尋ねします。

○総務課長（馬場 解君）

マイナンバーに関する情報漏えいにつきましては、インターネットとかでもいろいろ出ております。最近も自治体においても、マイナンバーを誤って通知をしたとか、そういったこともございますし、あるいは企業においても、悪意を持った攻撃でもって漏えいとか、そういったいろいろケースもあるようでございます。個別に具体的なケースはちょっとなかなか浮かびませんが、いろいろあることは存じております。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

なぜお尋ねをしたのかといいますと、やっぱりよその事例を参考にして、八女市で起きないような対策をとるためにも、実際起きているのをきちっと把握をして、それにどういうところが問題があったのか、そういう意味から私はお尋ねをしたわけですので、そういうのは問題意識を持ってぜひアンテナを高くしてやっていただきたいと思います。

一、二件を挙げますと、これは茨城県の取手市、この取手市というのは、いじめ問題で、特に教育委員会の対応が云々されている取手市ですけれども、八女市はないかと思えますけれども、住民票の自動交付機で、誤ってマイナンバーのついた住民票が配付され、69世帯、100件に配付されたということです。機械そのものがもうマイナンバーを打ち込むようになっているんだろうと思います。しかし、委託している機械のところがそういうふうに設定したので、誤って、もう今の時点でマイナンバーを打ち込んだ住民票が交付されていたという事例があります。

先ほど言われますように、事業所に配付する場合、これは京都府の宮津市です。似たような名前のところ誤ってその通知が行って、あけたところ全然違う従業員のマイナンバーつきのあれが入っておった。逆に自分のところは違うところに行っておったということで、対策として宮津市は、送付作業、確認を1人でやっておった。だから、急遽、記者会見なり開いて、2人体制で確認して今後送るようにしますという声明も出ておりますし、これ、一番

大きいのは、静岡県の湖西市、ふるさと納税をした人のところに別人のマイナンバーを送っていた、これが1,992人に送っていたというものです。

これ、5月27日の久留米市でも12件、13人分を勤務先ではないところに送付していたというの起きております。

そいけん、恐らくこれはもっとほかにあると思います。今の時点でちょっと私が把握しているのがこの程度でありますので、今後またいろいろ出てくるかと思っておりますけれども、担当者はもう絶対漏れはないんだといって胸を張って言うておりましたけれども、もう茨城県の取手市なんかは、10月14日に漏えいしております。10月からですので、半月もしないうちにもうそれが漏れたということで報道されておりますけれども、こういう状況がまずあるということをごひちょっと頭に入れていただきたいと思っております。

住民税の特別徴収通知書、正式には特別徴収税額の決定・変更通知書、もう通知書と今後言いますけれども、これが八女市の場合、ここに私が事前をお願いして回答していただいておりますけれども、確認のためにもう一度答弁をお願いしたいと思います。個人番号を提出しないことによる不利益、これはもうありませんということで市長職務代理者が言われたのでいいですけれども、2番目の2017年度以降の住民税の特別徴収事業者への通知、個人番号を、八女市の場合にはもう既に通知をして送っております。そのとき、ちょっと確認しますけれども、個人番号を通知していない人も調べて通知をされたのか。それと、収集を行っていない事業者が当然あるかと思っております。そこに送ったのも、番号を市が独自に調べてそこにも番号を書いて通知をしたのか、その2点お尋ねします。

○税務課長（堤 英利子君）

お答えいたします。

ただいまの質問は、本人さんが個人番号を事業者にお知らせしていない分とか、また、事業所そのものがそういう収集をしていないところにも送ったのかという御質問でございましたけど、その分につきましては、当初、冒頭の市長職務代理者の答弁でも申し上げましたように、法的根拠ございますので、個人番号を全てうちでわかるもの、記載をされていなくても住民記録等で個人番号がつながったデータを持っておりますので、八女市で持っているデータにつきましては、記載をしてお送りしたのとなっております。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

事業所に本人が通知をしていなくても、八女市が調べて事業者に通知をしたということのようですけれども、そういう場合、本人に了解を得ましたか。

○税務課長（堤 英利子君）

お答えします。

本人の了解は、そのときに特にうちからはいただいております。ただ、3月6日付の総務省の事務連絡のほうで、同様の、本人さんが個人番号とかを提出していない分について、市のほうがそれを記載して出すことについてのQAのものがございましたけど、そちらのほうで、個人番号利用実務実施者である市町村が個人番号関係事務実施者である特別徴収義務者に対して、個人番号利用事務を処理するために必要な限度で個人番号を含む特定個人情報を提供する場合には、本人が事業者に対して個人番号を提供したかどうかは要件とはされていませんというQA集もあり、そういう指導のもとに送らせていただきました。

○21番（森 茂生君）

マイナンバーに関してのいろいろを見ますと、これは全国的に大きな問題だということで、このような全国的なひな形をもとに私はお尋ねしたわけなんですけれども、自治体自身が本人にも了解なしに情報を漏えいしているんだという考え方もあります。それはそうでしょう。絶対漏れないと思って、私の場合、机の中に入れてたつきり一回も出していません、番号も知りません。しかし、私が例えばAという事業所に勤めていたとするならば、もう市のほうで調べて、そこにはもう私の番号が行くわけです。ですから、本人からするなら、誰が情報を漏らしたのかと言いたくなる。それは八女市ですよ。やっぱりそういうことだから、これは大きな問題だと言っているわけです。

国が言っているからいいじゃないかという答弁ですけれども、ここに法律違反の疑いがあるについてという考え方で質問しておりますけれども、この答弁が第19条第1号の規定に基づきとなっております。番号法の第19条で通知しなさいとなっているんですか。それは義務的要綱、それをしないといかんということになっているんですか。その第19条の解釈はどうされているのか、お尋ねします。

○税務課長（堤 英利子君）

第19条のほうで、ここは特定個人情報の提供の制限ということで、こういうこと以外には使ってはいけませんよということになるかと思うんですけど、その第1号の中で、「個人番号利用事務の処理における提供の場面を規定するものであり、この場合、提供元は、個人番号利用事務を処理するために特定個人情報を利用し、かつ当該事務を処理するために提供するものである。具体的には、地方税の特別徴収のために、市区町村が給与支払者に対し特別徴収税額等を通知する場合は挙げられる。」ということで、その事務に関して個人番号を使うことを許可されているものと解釈をしております。

○21番（森 茂生君）

ちょっと改めてお尋ねしますけれども、その個人番号を記載しなければ、住民税を徴収する場合、支障がありますか、ありませんか。

○税務課長（堤 英利子君）

お答えいたします。

番号を記載しなくても今までは徴収はできていたわけですから、支障があるかと聞かれれば、支障はないものと考えられます。しかしながら、去年の給与支払報告書、1年間に従業員様に支払われた給料とかの報告書の中では個人番号の記載をお願いしておりますので、そういうものに利用することによって、効率的にその事務を進められるとかというような今後の事務について必要になってくるものという解釈がされているものと思います。

○21番（森 茂生君）

どこの自治体でもそうですけれども、はっきり言って書かなくても全く支障はないわけです。今までもそれで来ましたし、全く問題ないわけです。問題ないのに、必要だからということで第19条は言っているわけです。徴収に問題がないのに、結局それを書いて第19条をもとにやったという解釈です。これはもう全国的な解釈ですけれども、そしてもう一つ、こういうことを言われております。地方税施行規則の様式により特別徴収義務者に通知をします。地方税法施行規則の様式にちゃんと通知しなさいとなっているんですか、お尋ねします。

○税務課長（堤 英利子君）

お答えいたします。

その施行規則の中の様式といいますのは、八女市に在住されている方の従業員さんの1年間の市県民税を特別徴収してくださいということで、事業所に対しまして送るものの中に、税額であるとか、6月分は幾らですよ、7月以降は幾らですよという内容のものをお送りするんですけど、その様式の中に、今回御質問いただいている個人番号というのが枠が設けられたということによって、枠が設けられたということは記載をするようにということで改正になったものでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

どうもはっきりしませんけれども、実際その様式をここに持ってきております。もう今までの住所、氏名だったのが、住所、氏名欄が小さくなって個人番号を書くようになっております。その下のほうに備考として、もう虫めがねでないと見られないように小さく、個人番号欄には納税義務者の番号を記載することと確かになっております。これが法的根拠っちゃ言わんわけですよ。法的根拠はちゃんとした法律に基づいてしなさいというのが法的根拠で、これ、こうしなさいという事務取扱のあれですよ。ですから、全国的に問題になっておるのは、法的にそれをするように位置づけられたかが問題になっているわけなんです。ですから、その位置づけというのは、例えば市がマイナンバーを記載せずに事業所に送付したとするならば、八女市は法律違反をするかしないかという判断なんです。そいけん、総務省はどのように、例えば記載せずに送付すれば、それは法律違反になると言っているん

ですか、総務省の見解は。

○税務課長（堤 英利子君）

今の御質問の件ですけど、このことに関しましては、総務省のほうから通知が重ねてありまして、市のほうは、その個人番号を記載して事業者のほうに出すようにという通知が何度もなされております。その最後の5月18日付で来た通知の中に、地方税法及び地方税法施行規則の規定で、マイナンバーを不記載や一部不記載、アスタリスク表示を含むとすることは認められていないので、念のために申し添えますとあります。例えば、先ほど言われました、記載しなかったらこういう罰則をしますよということは言われたことはございませんが、法令遵守の観点から私どもは記載しております。

なお、議員の質問の中で、よその市の分で普通郵便で送られたというお話がございましたけど、私どもも郵便の方法は、今回、八女市の場合は簡易書留を使っておりますけど、法令遵守をしなければなりませんので、その中でどういった方法をするのかということ、県内の市であるとか、そういうところに情報を収集して間違いがないように精いっぱい取り組んではおりますので、御理解をいただければと思います。

○21番（森 茂生君）

確かに総務省は、必ずしも簡易書留ではなく普通郵便でもいいと言っていましたけれども、八女市の場合、簡易書留310円、1通余計かかりますけれども、それで送られたということで、これは評価していい部分だろうと私思っております。

これ、よその例ですけれども、例えば東京都中野区は、政府と協議した結果、個人番号を記載しない方向でなったという記事があります。

それともう一つは、総務省のマイナンバー総合フリーダイヤルに電話で照会したら、各自治体の判断によっていいですよと言っているようです。実際調べてみたら、東京都の半数近くがマイナンバーを記載せずに送付しております。

それから、ここに調査票がありますけれども、これは税理士さんとか保険医協会、そこが調べた結果ですけれども、319自治体のうち、記載したのが135、記載しないが97、検討中が80ということになっております。

それで、記載しない自治体、これは結構多くあります。四万十市や厚木市、西宮市、名古屋市、それと、大阪市と仙台市は2回郵送しています。最初はそのままの今までどおりの通知書、そして、2回目は番号だけを書いた通知書、せいけん2つ合わせてようやく誰の番号かわかるように急遽したということです。ですから、2回目の番号を書いたのは、番号だけですので、誰が見てもわからないわけです。せいけん、そういうふうな急遽対策をとったところもあります。

そして、どうしているかということ、もう2回目に番号を書いたのは、すぐシュレッダーに

かけて処理していますということも言われておりますので、よく言ったのは、国が言いよったからそのまましているんじゃない、先ほども言いますように、もっといろんな自治体の事例を考えて、記載をせずに送ったところが相当ありますので、やっぱりそういう事例にも私は学ぶべきだと思っております。

最後になりますけれども、税理士さんとかそういう団体が非常に不満の声を上げております、業者側が。なぜかという、今まではマイナンバーを従業員の方から寄せてくださいということで、民から官にマイナンバーが流れていたと。そうしたところが、今度は官から民にその流れが変わったと。そしたら、何のために企業は今まで無理をしてマイナンバーを寄せていたか、もうわかっているならわざわざ寄せなくてもいいんじゃないか、こういう声がいっぱい出てきているわけです。もう一生懸命、企業の方はやってあるんですよ。そしたら、今度はそれを全く抜きに、もう全部の従業員の番号を書いて送るんですから、今までののは何のためにしよったのか、当然不満が出るのは当たり前の話です。こういう状況ですので、ぜひこれは、もうことは間に合いませんけれども、来年度あたりはよその自治体のことも十分調べられて、これはやっていただきたいと思っております。

企業でマイナンバーを預かってやっている人は、こう言っています。それを取り扱う税理士、あるいは社会保険労務士の苦勞がわかっているのかという不満の声が出ております。まず、非常に罰則がきついですよね。それで、下手に扱くと法律違反に問われますので、担当者は相当気を遣って、まず、皆さんが見ないように担当者を決めて、そして、ほとんどの場合、もうすぐ見られないように黒マスキングをする。ましてや、本人から通知がなかった場合、企業はえらい気を遣っているんですよ。それをもしいろんなものに使ったら、不信感が出てくるわけです。私は通知していないのに何でお前は知っておるのかという、そういうことがあるから、特に問題がある可能性があるので、そういう場合はちゃんとした対策をとって、もうすぐ見えないようにして処理をなさい、これは企業を指導する税理士さんとかがそうしているんですよ。そいけん、これに関しては相当気を遣っているんですよ。そういう実情もぜひ調べられて、国に言ってもどうせだめだから、ぜひ地方自治体のほうで対策をとっていただきたい、今までどおりやっていただきたいというのが企業側の願いです。これを管理するのは相当頭を悩ませているのが実情ですので、来年度からはちょっとよく協議をして、そこら辺のところをぜひ考えていただきたい。ちょっと最後に、その考え方、お伺いをいたします。

○税務課長（堤 英利子君）

お答えいたします。

ただいまの質問は、本年度におきましても、何も考えないで送付したわけではございません。本当に、やはり議員おっしゃるように、書かないよという自治体もあるよということは

情報としては承知をしておりました。ただ、その中で、うちがどうすべきかというときに、特別徴収というのは、例えばAという事業所におきまして、八女市からだけの従業員というわけじゃありませんので、同じような取り扱いをされるものですから、福岡県の中でどういう動きでよその自治体されているのかなということにつきましては、情報を集めて、その中で、今回記載をして送るという判断をいたしました。ただ、今おっしゃっているように、いろんな情報あるかと思imasので、そういうものに気をつけながら今後は判断をまたしていくことになるかと思imasけど、来年はやめますとか、そういうことは現時点ではお答えかねますので、基本的には法令遵守でいきたいと考えております。

以上です。

〇21番（森 茂生君）

次に行きます。

安心安全な町づくりですけれども、まず最近、オレオレ詐欺とか振り込め詐欺、そういうのを総称して特殊詐欺という言い方をするそうですけれども、そういう特殊詐欺なんかが相当ふえております。

私自身もちょっと二、三調べてみましたら、これも日々進化して、もう次から次に新種の手口が出てくるわけです。最近では、49から生まれれば詐欺だと言っております。なぜかといいますと、ATMの最高引き出し限度額が1日500千円です。ですから、最高を引き出すために、例えば495千円とか、その類いを言うそうです。ですから、49から生まれれば用心せろというのが今言われております。

それと、ネガティブ・オプションというのがはやっているそうです。どういうことかというのと、送りつけ商法で、例えば葬式の当日に、どんと品物を送りつけるそうです。そして、亡くなった人が、これは亡くなる前に注文した品物だといって居直って買わせる、非常にあくどい商売です。

それと、最近では、訪問販売がいろいろ問題になってきますけれども、訪問買い取りというものもあるそうです。貴金属を買うからと言って出させて、二束三文で買ったたいて持ってかえるという手口もはやっているそうです。ですから、これはもう、こういう対策をやればまた次の手口が出てくるということで、永久にとは言ってはなんですけれども、もう恐らくずっとこういうのがふえていく、種として新種の手口もふえていくだろうと思imas。

今日まで特殊詐欺で一番被害額が多かったのが570,000千円だそうです。1人の方が、80歳の女性が合計で570,000千円を、これが最高額だろうと言われておりますけれども、本当にあの手この手でやっているのが現状です。

そういう意味からしまして、やっぱり何とかそういう被害を少なくするために、特に、先ほど言いましたように、一番身近なところにいるのが地方自治体、市だろうと思imas。で

すから、そこできちっと対策を打つべきものは打たねばならんと思いますし、当然そういう消費生活センターとか設置されてやってはおられますけれども、まだまだ私は不十分だろうと思います。

それで、消費者安全確保地域協議会、これが設置ができると法改正がっております。これはどういったものかという、もうとてもお役所だけでは手が回らないので、地域の方やら、いろんなところが連携してこういう協議会をつくって、訪問販売とか、そういうのを未然に防ごうというのがその協議会の設置でありますけれども、こういうところで必ず問題になってくるのが個人情報の問題で、どうも特殊な情報を持っているのが普通だそうです。いわゆるカモリストというのを、そういう業者は必ず持っているということです。

私もインターネットで調べてびっくりしましたけれども、個人情報、例えば同窓会名簿とかなんかが完全に売り買いされております。

ここで二、三持ってきましたけれども、名簿を売ってお金を稼ごうと堂々と出ているんです。そして、中学校は、例えば1万500件、学校、電話番号、郵便番号、所在地、これを75,850円で売りますよとか、買う人もいるけれども、売る人も、売り買いがされております。生年月日が特に高額で買い取られるそうです。そして、新しいものになると、東京大学教養学部1年生141人の名簿が入荷しましたとか、インターネットで流れているんですね。こういうふうで、いろんな情報が飛び交っているわけです。ここら辺で言うなら、例えば西日本工業大学、佐賀大学、長崎大学、もうそこら辺の名簿なんかずらり出てきます。そいけん、そういうふうで、いろんなこの名簿が集積されて、売る人もいるけれども、それを買って、送りつけ商法やら、そういうのに利用する業者も非常に多いということがまず言えるかと思えます。

ですから、それを逆手にとって、いわゆる警察庁が押収したのが相当あるそうです。警察庁が押収した名簿が60万件、そして、消費者庁もそういう悪徳業者から大量の名簿を回収しているそうです。その名簿を、例えば八女市では誰がそういうリストに載っているのかというのが、平成28年の改正で、そういう協議会をつくったところにはそういう名簿を情報提供しますよというわけです。ですから、その協議会をつくれれば、そういう情報が、警察庁などが押収した情報が手に入るわけです。ですから、先手打って、名簿に載っておる人のところを、例えば民生委員さんに重点的に見回ってもらうとか、そういう先手を打って予防できると私思っているわけです。

ですから、この協議会をつくらないことには、そういう名簿は単に市町村長が要求したから出せんということで、その協議会をつくれればそういう名簿を提供しますよということです。ですから、非常にこれは有効な手だてになると思っております。

この協議会も、後で担当課が見てもらえばわかりますように、きつい縛りはほとんどあり

ません。必ず新しい組織を立ち上げなくても、今まであるのをちょっと手を加えたりして非常に柔軟につくられるようになっておりますので、まずはできるところからやって、その名簿もいつか、きちっとした組織になってからでも結構ですから、必ずそういうのを取り寄せて消費安全のために利用していただく、こういうことがあったから、この協議会設置について取り上げたわけですがけれども、今のところつくる気はないという答弁でしたけれども、今後どのような、協議会設置について、これは当然、行政が主導権を握るべきだと国の消費者庁も言っておりますので、ぜひ担当課が中心になって積極的にやっていただきたいと思うわけですが、これについてのお考えをお尋ねします。

○防災安全課長（石川幸一君）

お答えさせていただきます。

今、森議員からいろいろ、御質問の中でいろんな情報をいただきまして、逆に私も大変勉強になっているところでございます。

この協議会は、一応設置義務というまではありませんが、設置することができるということで、我々もこの協議会の必要性というのは十分感じているところでございます。県内ではまだ、苅田町という自治体が昨年12月によくできたということを知っておりまして、そちらは、それまでにございました社会福祉協議会の福祉ネットワークという組織があるそうですが、それに後づけしたといいますか、それに消費生活センターの職員が加わって協議会とさせていただいたということがあるそうです。我々も議員が言われるような必要性というのを十分感じておりますので、前向きな協議を進めながらしていきたいと考えております。

手始めに、今回、答弁書の中でも申しましたが、県の消費生活センターの事業でサポーター事業というのがございまして、そうしたものを通じて、いわゆる介護で働く現場の職員さんたちに、消費生活センターの意義とか、あと、こういう相談が受けられますよとか、いわゆるそういうセンターの存在をまずアピールして、まずは介護で働く人たちとセンターが一体となって市民の安全を守れるような取り組みを今後展開していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○21番（森 茂生君）

これは朝日新聞ですがけれども、ことしの2月付ですがけれども、「「カモリスト」を逆利用 悪徳商法被害防止に新たな手法」ということで朝日新聞に載っていますけれども、これの第1号が、以前ちょっと申しました滋賀県の野洲市が第1号としてその情報を入手して、そういう見守りに役立っているというものでした。私も実際、ことしの2月行ってきまされたけれども、大変な効果があるということでしたので、ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

時間がありませんので、最後、多重債務者問題についてお尋ねをしますけれども、これに

については非常に奥が深い問題ですので、ちょっともう時間が少なくなりましたので、いろんなことを言う暇はありませんけれども、1つ、多重債務者をなお追い詰めるという商法が今はやっているといいましょうか、ちょっと私が一番ひどいなと思ったのは、インターネットで、多重債務でお悩みの方へということで、きれいなお姉さんが出てきて、99%融資しますよと言っております。こう書いてあります。多重債務者貸金組合というところでは、「加盟頂いている業者は、私共組合の厳しい審査を通過した、安心安全の正真正銘な金融業者です。現在の登録業者は50名です。過去に違法な取り立てを行った業者や、違法な金利で貸付などをしたいわくつき業者は全て排除しております」云々とか、そして、「1人で悩まずに、まずは申し込んでみたらいかがですか」という甘い言葉でささやきかけております。そいけん、多重債務に苦しむ人は、それならちょっと連絡してみようかということで連絡をされるとどうなるかといいますと、最初は紳士的に対応して、例えば職場とか、奥さんで言うなら里とか、そういう情報を聞き出した後は極端に変わって、例えば10千円借りたら、もう四、五日うちに50千円戻せと、もう解約しますと言ったら、そんなら解約料を50千円払えと、それを嫌がると、今度はもうメールやら携帯やら家の電話、それと職場、そして、奥さんで言うなら里、めちゃくちゃに朝昼晩構いなしに電話してくるそうです。とうとう追い詰められて、もうどうしようもないという状況になっている事例が報告されております。逆に言うて、闇金に特化した事務所、これは司法書士さんの事務所ですけれども、逆にそれを専門に扱う司法書士さんも出てきております。そいけん、そのところには手口がいっぱい書かれております。先ほど言いましたように、情報を握った途端、急変して脅しかけてくる、とんでもない業者だと思いますけれども、こういうのがまかり通っているのは今現状かと思えます。

ですから、この多重債務者問題は、とにかく奥が深いし、いろんな問題がありますので、ぜひきちっと取り組んでいただきたいと思えますけれども、全国で相当数、多重債務に苦しむ人がいるそうですけれども、なかなかたどり着けない、そういう消費生活センターとか司法書士、あるいは弁護士さんのところにたどり着けないのが約8割と言われております。ほとんどの人は自分だけで悩み苦しんでいるというのが実情のようです。

ちょっと時間がありませんので、1点だけ強調しておきますと、私も税金関係でかなりいろいろ言ってきましたけれども、どうしても税金だけを攻めても、その人たちは多重債務に陥っていることが非常に多いと言われております。

これは野洲市の平成23年度の件ですけれども、これは国会で証言されているのですけれども、こう言ってあります。1年間で88件の相談を受けて、取り戻された過払い金が44,500千円、そして、利子が普通に引き延ばしてすると142,000千円だったのが、利子制限法で引き直すと91,000千円、これで50,000千円、すると過払い金で約94,500千円を取り戻したというものです。これは1年間で野洲市の場合ですけど。それが結局、税金の滞納に使われたり、

その人の生活に使われたり、いろんな面で役立つわけです。それをほったらかしておいたら、もう闇金業者とか、ああいう人たちの利益ですので、やっぱりそれをきちっと対策とって取り戻せば税金の収納率も上がるということで、回りくどいやり方ですけども、やっぱりこれをもう少し充実して、国のほうが一番言っているのは、掘り起こしをかなり言っております。今までもやってもらっているかと思えますけれども、どうしても誰でもが相談に訪れるというわけではありませんで、やっぱりこちらから滞納者があつたり、給食の滞納、あるいは市営住宅の滞納などいろいろありますけれども、積極的に働きかけてそういう人たちを救済していく立場に市町村が立っていただきたいというのが、国もそのように言っております。ですから、そういう意味からも、この多重債務者問題を、これ、もう時間がないので、また改めて取り上げますけれども、最後に多重債務者問題についての考えをお伺いします。

○議長（川口誠二君）

もう時間ないですよ。時間が来たら切ります。

○防災安全課長（石川幸一君）

消費生活センターでも多重債務については今相談に乗っておるところでございますが、あと福祉の生活困窮を救うような協議会とかもつくっておりますので、一緒に――以上で終わります。

○議長（川口誠二君）

21番森茂生議員の質問を終わります。

午後1時15分まで休憩します。

午後0時15分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

9番牛島孝之議員の質問を許します。

○9番（牛島孝之君）

皆さんこんにちは。本日午後、第1番目でございます。3点ほど聞いてまいります。

まず1つ、母子生活支援施設（ひまわり園）の今後のあり方について、5点ほど聞きます。

1、市内の母子家庭の数、要保護児童数。2、入所について園による面接は行われているのか。3、子育て短期事業とはどういうものか。事業ができる施設は八女市に何カ所ほどあるのか。4、子どもの貧困対策推進計画の中でのひまわり園の位置づけはどのようなものか。5、ひまわり園の存続を強く要望された検討委員会の答申後、どのような検討がなされたのか、お聞きします。

2つ目、行政区の再編について。

1、旧八女市、旧黒木町で1行政区50世帯未満の小規模行政区の数、名称及び世帯数。2、行政区再編について啓発は行われているのか、また、住民説明会の計画はあるのか。3、現在ある各地区のまちづくり協議会と行政区再編との関係はどのように考えておられるのか、お聞きします。

3つ目、今後の八女市の教育についてお聞きします。

1つ、午前中5時限授業というのが言われておりますが、これに対する八女市の考えは。2つ、部活動指導員制度に対する八女市の考えは。3、文部科学省が公表いたしました2016年度教員勤務実態調査（速報値）に対する八女市の考えは、また、超過勤務に対する具体策はあるのか、お聞きします。

詳細については、質問席よりお聞きします。執行部には、簡潔明瞭に答弁をお願いいたします。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

9番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

1、母子生活支援施設（ひまわり園）の今後のあり方について八女市の考えは。(1)市内の母子家庭の数、要保護児童数。

過去5年間の八女市における母子家庭の数及び要保護児童数は、お手元にお配りした資料のとおりでございます。

(2)入所について園による面接は行われているのか。

ひまわり園の入所前に、子育て支援課子ども家庭係、ひまわり園長、母子支援員で面接を行っているところでございます。

(3)子育て短期事業とは、事業ができる施設は八女市に何カ所あるのか。

子育て短期支援事業には、短期入所生活援助事業と夜間養護等事業がありまして、その内容はお配りした資料のとおりでございます。本市には、これらの事業を実施している施設はございません。なお、夜9時までの預かりについては、ファミリー・サポートセンターで対応しているところでございます。

(4)子どもの貧困対策推進計画の中でのひまわり園の位置づけは。

子どもの貧困対策推進計画では、基本施策である生活支援の取り組みにひまわり園の運営を位置づけております。ひまわり園は、DVや養育困難などの事情で生活に支障がある母子に入所していただき、日常生活に寄り添い、自立して社会生活が送れるようになるまでの支援をするものであります。また、退所された方に対しアフターフォローを行うとともに、子ども食堂とも連携をし、食事の提供、調理実習、レシピの配付など地域に向けた支援も進めているところでございます。

(5) ひまわり園の存続を強く要望された検討委員会の答申後、どのような検討がなされているのか。

ひまわり園のあり方検討委員会から答申をいただき、その調査検討を進めてまいりました。ハード面では公営住宅並みの施設への要望が望まれています。現段階では小規模改修による施設の長寿命化も選択肢の一つとして検討する必要があると考えております。また、お配りしている答申にもありますが、中長期的に望まれる新たな機能の導入についても、施設修繕、改修と並行して検討してまいります。

次に、2、行政区の再編についてでございます。

(1) 旧八女市、旧黒木町で1行政区50世帯未満の小規模行政区の名称及び世帯数。

旧八女市、旧黒木町における50世帯未満の行政区の名称及び世帯数につきましては、お配りをしました資料のとおりでございます。

(2) 行政区再編についての啓発は行われているのか、また、住民説明会の計画は。

行政区再編に関しましては、行政区再編推進特例奨励金制度を運用することで、その支援を行っております。また、その内容につきましては、毎年、行政区長委嘱式で配付しております冊子の中で御案内をしております。

住民説明会につきましては、現段階で具体的な計画はございません。まずは行政区の声をしっかりと聞き、地理的条件や歴史的経過等も考慮しながら、慎重に進めていきたいと考えておるところでございます。

(3) 現在ある各地区のまちづくり協議会与行政区再編との関係はどのように考えているのか。

まちづくり協議会については、おおむね小学校区等を範囲として、その区域内の行政区や民生委員児童委員、PTA、消防団などが構成員となって地域の現状や課題を共有し、住みよい地域づくりをみずからの手で実践していただいている組織でございます。一方、行政区は、八女市の行政機関の一部として地域における行政事務を担っていただいております。それぞれの目的は細かく見れば違いはありますが、行政区はまちづくり協議会を構成する主要な団体であり、両者は密接な関係にあると思われまます。

したがいまして、行政区の再編を進める場合には、各まちづくり協議会の声もしっかり聞いていかなければならないと考えておるところでございます。

次に、3、今後の八女市の教育についてにつきましては、この後、教育長が答弁をいたします。

○教育長（西島民生君）

9番牛島孝之議員の一般質問にお答えいたします。

今後の八女市の教育について、午前中5時限授業についての八女市の考えはとの御質問で

ございます。

午前中5時限授業については、福岡市内の一部の学校などで取り入れられております。本市といたしましては、午前中5時限授業による子どもたちの負担等に留意しながら、現在実施している学校の成果や課題を注視していきたいと考えております。

次に、部活指導員制度に対する八女市の考えはとのお尋ねでございます。

本年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正する省令が施行されました。この改正は、部活動指導員について、その名称及び職務等を明らかにするものです。本市といたしましては、今後、県や近隣自治体の動向を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

次に、文部科学省の公表した2016年度教員勤務実態調査（速報値）に対する八女市の考えは、超過勤務に対する具体策はあるのかとのお尋ねでございます。

教職員の超過勤務については、勤務実態調査を行い、毎月、学校単位で管理職が実態把握に努めています。また、八女市全体の勤務実態調査につきましては、毎年12月を基準に実施しております。

八女市といたしましては、超過勤務の縮減については教職員の負担軽減と密接な関係があると考えており、負担軽減のための取り組みを行っているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○9番（牛島孝之君）

まず、母子生活支援施設（ひまわり園）ですけれども、これについて、担当部課長がかわられましたのでお聞きしますが、恐らくこの施設については見に行かれたと思いますけれども、率直な感想、どういうふうに思われたのか、お聞きします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

以前から、ひまわり園につきましては一般質問等でいただいていたということで、私も現場のほうを内外とも見させていただきました。

ベランダ等にありますが手すりでございます。残念ながら、茶色に全て染まっております。これといいますのも、塗装が全て剥げておりまして、さびてしまっているという状況でございます。周りの側溝につきましても、車の出入り等があるということではございますけれども、側溝の役目を果たしていない。あと玄関のほうに参り、天井を見ますと、さびで天井に穴があいておるという状況でございます。

中のほうに入りますと、以前からトイレだとかお風呂だとか改修をいただいているということで、幾つかの部屋も見させていただきましたけれども、残念ながら基準を満たしていない面積であるということと、あとお風呂につきましては、4年ほど前に改修をさせていただいてまして、非常にきれいではございますけれども、やはり集団で使っておるとい

ことで、使い勝手の問題、それとあと掃除当番の問題も課題があるということでお伺いをしておるところでございます。

率直な意見としまして、これまで残念ながら、外部を中心に改善がなされてこなかった施設であるということ認識をしているところでございます。

以上でございます。

○市民福祉部長（坂井明子君）

お答え申し上げます。

私もひまわり園のほうを訪問いたしましたけれども、重複するかと思いますが、まず、入り口、玄関の天井に穴があいているのが一番先に気になりました。それと、ベランダのほうもかなりさびがしていたと、外観上はそんな印象を受けたところです。

中に入りまして、トイレがすごくきれいになっておりましたし、お風呂もかなり広くて、きれいになっていると思えました。ただ、部屋につきましては、窓が正面に1カ所あるだけで、ちょっと薄暗いという雰囲気を受けました。

それと、園のほうで、園長を初め母子支援員とお話をしたんですけれども、いろんなところと連携をとりながら支援を行っているという、そういった印象を受けました。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

ベランダとか側溝については出ましたけれども、お聞きしたかったのは、まず外から外壁を見たときにどのように思われたのか。当然、横に保育所があります。カラフルな保育所になっております。それと対比したときに、一般家庭でもそうですけれども、あるいは市営住宅等々でもそうですけれども、あの外壁を見たときに、まずどのように考えられたのか。当然、中は入らなければわかりませんので、私は年に1回、必ずクリスマス会に呼ばれますので行っておりますけれども、まず、あの外壁をどのように思われたのか。

何度か質問しておりますけれども、それについて、今、ベランダとかそういうものについてはお答えいただきましたけれども、まず、外からあの外壁を見られたときにこの施設をどのように思われたのか、それについてお聞きします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

実は、平成16年に塗りかえをやったとお伺いしておるところでございますけれども、13年にいたしましては、塗装につきましては、もう既に塗りかえの時期が来ているのではないかとということで外見を見ましたところ、判断をさせていただいておるところでございます。余り外観としてはよろしくないと思っているところでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

それでは、母子家庭の数ということでお聞きしますけれども、平成24年から5年間ということでお聞きしております。

平成24年636人、ほぼ数字は変わりませんが、平成28年は若干減っております。当然この方たちの中に潜在的需要と申しますか、母子生活支援施設、ひまわり園のほうに入りたけれどもという問い合わせ等がひまわり園に直接あっているのか、そういうことを課として御存じなのか、いかがですか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

アフターフォローの分も含めてでございます。入園をしたいという方も含めてでございますけれども、年間の相談件数は昨年が約125件ございました。入園について、施設を見たい、入園をしたいけれどもということでの訪問を受けておるところでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

百数件あると聞かれて、相談はされたけれども、現実には恐らくほぼ入っていないと思われませんが、やはり普通の一般家庭もそうですけれども、まず外から見たときにどう見えるのか、外観的にそこに入りたいという気持ちが生じるような施設なのか、やはりそういうところからしていかないと、中は、昭和56年にできていますので、風呂は共同であるとか、面積的にもちょっと足りないとかいろいろありますけれども、やはりまず外見を見たときに、ああ、ここなら入ってもいいなという気持ちにならんと、要するに、来たけれども、ああ、ここはという気持ちになってもらっては困るんですね。

その次に、要保護児童数ということで、平成24年が296人、5年間の最後で平成28年524人となっておりますが、この要保護児童というのはどういうものをいうのか、まずお聞きします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

その表の一番下段のほうに注意書きをさせていただいているところでございます。要保護児童対策地域協議会で受理した児童数ということで、要保護児童対策地域協議会と申し上げますと、各中学校区単位で学校、子育て支援課、警察であるとか児童相談所、さまざまな関係団体の方で気になる子どもたちに対して協議をする場でございますけれども、その要保護児童対策地域協議会の中で論議をした気になる子どもたちの数でございます。

その協議会の中で、今後継続して見守りが必要であるとか、十分な方については協議は終了するであるとか、さらに協議が必要な方につきましては、個別ケースに持ち込んでさらに

協議をするという形で進めておる児童の数でございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

八女市子どもの貧困対策推進計画、この前お聞きしましたけれども、この中に「要保護児童とは、児童福祉法第6条の3に規定する「要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）」であり、虐待を受けた子どもに限られず、非行児童なども含まれる。また、子どもの障がいや病気などにより特に保護者や家庭に支援が必要な家庭の子どもも含まれる。」となっております。

この要保護児童、平成28年度は524人ですけれども、この中で、要するに親に任せとっちゃいかんという子どもさんたちはどういうところに行かれるわけですか、お聞きします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

要保護児童対策地域協議会の中で把握した児童につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

御質問の、じゃ、ここで虐待等に遭う児童に対してどう対応するのかということで、個別な案件につきましては、必要に応じて相談室、必要に応じては児童相談所、必要に応じては各関係機関との協議を経て、保護をしてみようという形になろうかと思っております。

子ども自身の課題ということではなくて、言われるように、児童福祉法上、虐待による被害の防止ということでいけば、最終的な措置としましては、児童相談所あたりも含めて協議をするという形になろうかと思っております。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

子育て短期支援事業の中で、事業の種類、内容、短期入所生活援助（ショートステイ）事業ですけれども、事業内容として、市町村は保護者が疾病、疲労、その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設において養育保護を行うものとする。これは現実に八女市にありますか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

受け皿といたしましては、ここに書いてございますとおり、保育所であったり、いろんなところが考えられるところでございます。

ここに書いていますとおり、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等での事業ができるようになっておりますけれども、現段階では八女市の中でこの事

業を実施しているところはございません。

全国的に見ますと、ショートステイ事業関係、約670人ほど、トワイライトステイ事業、夜間養護等事業でございますけれども、363施設、運営していただいているところでございます。

現段階で、八女市においては、この2つの事業を取り組まれておる施設はないということでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

要するに答申の中に書かれておるのが、こういうショートステイ事業、あるいはトワイライト、夜間預かりとか、そういうものをこの母子生活支援施設、ひまわり園のほうでできないかという答申がっております。

実際、それじゃ、保育所で預かれるのかということ、現実問題、預かれないと思うんですよ。やはりそういう施設が八女市にも必要だろうし、確かに八女市においては、出生した場合には第1子、第2子、第3子の出産祝い金、あるいは就学児童については祝い金がありますけれども、その次にこのような児童、当然潜在的にあると思うんですよ。数字が出ていますけれども、数字以上に実際あるんじゃないかと。やっぱりそういう人たちが入れるような場所、要するに八女市が出生から学校に行くまでは医療費についてこういう支援をしますよと。ただし、母子を含めた支援というのは、こういう施設でないとできないのかなと思いますけれども、それについてはどのようにお考えですか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

今現在、ファミサポ事業ということで、未来館のほうで子どもの預かり事業をさせていただいております。

件数の推移をちょっとお話いたしますと、19時から21時までの預かりが現在、若干減りつつございます。平成26年181件だったのが平成27年57件、平成28年は27件という形で減っておるところでございますけれども、いろんな要因があるかと思えます。身近に親族の方がいらっしゃる形での預かりということであろうかと思えますけれども、実質、近隣では久留米あたりにこの事業関係を実施されてあるところがございます。

ただ、余りにも遠過ぎるという形で、預かりが八女からは実施されていないということかと思えますけれども、潜在的には当然、その需要はあるものだと認識をしているところでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

八女市子どもの貧困対策推進計画の中で、これは54ページですけれども、母子生活支援施設「ひまわり園」の運営ということでちゃんと盛られております。

「DVや養育困難など、何らかの事情により生活に支障がある母子に入所してもらい、日常生活に寄り添い、自立して社会生活が送れるようになるまでを支援します。」と、ちゃんとこの貧困対策推進計画の中にあるわけですよね。これはまず国が言ったから、恐らく八女市もつくられたんだろうと思います。

それこそ、この施設のあり方ということで答申が出ておりますので、市長職務代理者にお聞きしますけれども、当然市長職務代理者も見られたかもしれませんが、できれば外壁をもう少し明るいといいますか、塗りかえを早急にしていただきたい。

それと、この施設が今からの八女市の貧困対策推進計画、あるいは子育て援助の中でやっぱり必要な施設だろうと思います。なかなかこうしますというお答えは代理者でありますので、できないかもしれませんが、今の時点での市長職務代理者の意見をお聞きしたいと思います。お願いします。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

お答えをいたします。

このひまわり園につきましては、私もことしの1月だったと思いますけれども、実際に担当課長と予算編成期を迎える前に一回見に行った記憶がございます。

確かに先ほど部長、それから課長が申し上げましたとおり、外観、それから、施設の内容等についても十分拝見させていただきましたし、各部屋につきましても実際見させていただいたところでございます。

ちょうど私が1月に見に行ったときには5世帯の方が入居してございまして、来年度、いわゆる平成29年度については、この5世帯が2世帯になるという話も聞いたところでございます。

ちょうどそのとき、近隣の動向は一体どうなっているのという話をしたときに、記憶でいきますと大牟田市だったろうと思いますけれども、大牟田市については、母子寮ですね、ひまわり園につきましては、逆に廃止をしたということもお伺いしたところです。廃止にして、今、一体どういった機能を持たせているのか、そういったところもそのときに少し話をした経過を記憶しております。

いずれにしても、今、当初予算で外壁を塗るとか、どこかの修理をするとか、部屋をやり直すとか、そんな予算は計上しておりませんが、確かにこの答申をいただきまして、こういった答申に基づいて、市が一体どういったことで今後この施設を検討していくのかということについて、とりあえず今は検討しているところでございまして、これにつきましても、例えば、ひまわり園については、DVとかの関係でいきますと、なかなか市内の方

は入居ができなくて、よそからの受け入れといった形もございます。

そうすると、例えば、福岡県のほうにも御協力いただきながら、一体、このひまわり園はどういった位置づけでいくのかといったところ、それから、そもそも20世帯入居が可能という施設でございますけれども、今は5世帯しか——部屋は多分、びしゃっといつでも入れるようなところは多分5世帯分しかない。そしたら、あと15世帯分、改修せんといかん。しかし、1部屋の基準は今の基準からいくと満たしていない。部屋にもお風呂もない。なら、どうしていくのか。改修するのに一体幾らぐらいかかるのか。そういった総合的な運営の仕方、施設の改修、それと必要度合いといったところを平成29年度については検討していこうということで議論しておるところでございます、検討結果まで出ているわけでもございませぬので、今、この場でどうします、こうしますということはお答えすることはできませんけれども、いずれにしましても、答申を受けましたので、それについては何らかの方向性を出さなくてはならないと考えているところでございます。

○9番（牛島孝之君）

大牟田が確かに閉鎖しております。これは、平成26年2月の大牟田の定例会です。その中でいろいろ意見が出ております。

2月20日、大牟田の議員さんが八女市の母子生活支援施設ひまわり園を視察しました。建物の外観は大牟田市よりももっと老朽化しておりましたが、利用者総数は横ばいですと、平成26年当時はずね。市内からの入所はむしろふえておりました。いろいろありますが、部屋が小さく区切られているので、耐震は多分満たしているということで、八女市は診断され、クリアしておりました。

いろいろ書いてあります。やはりこの中で、八女市の担当職員さんとお話ししたんですけれどもということで、大牟田市の閉鎖をとっても残念に思うとおっしゃっておられました。利用者との人間関係がうまく築けないという方も多いと。八女市ではこの点について改善をしてきているという議会の抜粋があります。

その中で、この方も言うておられますけれども、やはり市単独ではいかなものか、国や県にしっかりした補助を求めることも必要ではないかと終わっております。

この件については、これで終わります。

次に、行政区の再編についてお聞きします。

八女市が考える行政区の最少単位といいますか、どのくらいがいいのかなということで、このくらいが妥当であろうと。人間関係とは言いませんけれども、いろいろな事業を行うのに何戸、世帯数を考えてあるのでしょうか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

過去の八女市の行政区再編の取り組みの中では、100という数字がペーパーでは確認できますが、今日的にまだ現在、新八女市になりまして、新しい再編の方向性なり具体的な計画は持ち得ておりませんので、この点につきましても検討の中に含まれると思います。

ただし、高齢化の進展でございますとか、過疎化、それと多発する災害等の状況の変化もございますので、そういった要素を総合的に勘案して決定されるべき基準ではないかと考えております。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

これは、第6次八女市行政改革大綱に基づく実施計画及び実施結果ということで、平成24年度、平成25年度、平成26年度、平成27年度までの目標ですけれども、その平成24年度の実施計画の中にこう書いてあります。

「現在行政区の統合が行われていない旧八女市、旧黒木町では、1行政区50世帯未満の小規模行政区がそれぞれ17区と20区と存在しており——ちょっと数字は違いますけれども、これは平成24年度当時でございます——再編推進地区と位置付ける。」と。位置づけるとなっておりますけど、その後、ここに実施結果、推進実績なし。

次に、平成25年度、「小規模行政区については、再編について住民にその機運が高まるよう啓発をしていく。」と。平成26年度も同じように実施計画は書いてあります。

平成24年度については実施結果は書いてありますけれども、平成25年度、平成26年度において実施計画はありますが、実施結果はどのようなだったのか、お聞きします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

事業実施実績はございません。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

これは、昨年の議会報告会における要望・提言等一覧の中の37番、地域コミュニティに関すること、これは上陽地区からの意見でございます。

上陽は、32行政区を10行政区に再編したが、当時の再編説明は、担当課長以下、係長、担当が地域に入り、地域性、人口把握の上、合併を強力に進められたと。その次に、その後、八女市でも取り組むとの話だったが、さきの一般質問の答弁——当然私がしたものと思いますが、怒りを感じると。議会答弁は、担当課長としてのすり合わせを十分行って答弁されたいという意見が出ております。

ということは、上陽地区において合併説明をされたときに、当然、上陽が先に合併されましたので、その後、八女市もしますよという発言があったのか、それに対して実績はないと。

なら、どのように啓発というのをやりました、実績はありませんで、3年間、平成24、25、26年度と何にも実績はないわけですね。今後、どのように考えられますか。

まず、この議会報告会の回答についてお願いします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

この問題につきましては、たびたび議会でもお取り上げいただいておりますので、強く緊張感を持ちながら取り組みをしているところでございます。

御質問の中で、一部、過去の経過の御指摘がございましたので、この間、私どもも過去の資料でございますとか、OB職員の聞き取りも含めて聞き取り調査を行ったところでございますけれども、確かに一つ大きいのは、合併のスケジュールがあったということです。しかも、本市は合併を2回経験しているということでございまして、その合併のスケジュールをめぐりに急ぎ対策する項目として行政区の再編の課題はあったと認識しております。

したがいまして、当時の旧八女市、上陽町と合併する前の八女市におきましても、しっかりと方針を定められまして、各地域への説明というのは回られているようでございますので、結果として、統合・再編というのは実現されておられませんけれども、旧上陽町と旧八女市の中で統合に向けた取り組みは確かにあったというところで確認をしているところでございます。

今後の方向性でございますけれども、行政区の再編、行政区の大きさの問題でございますけれども、この課題は10年前と変わらず、現在も重い課題として持っておりますが、一つ取り組みの組み立ての手順といたしましては、やはり合併して、合併後の調整、そして、中には大きな災害等もございましたので、取り組みの手順としてはややおくれておりますけれども、今後の課題としては、皆さんの声を聞きながら、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

行政区の再編というのは、もう一つ下の隣組の再編とか、そういうものについても当然反対意見は出ると思いますよ。

ただ、今やっておられるのは、旧黒木町を除く郡部についてはもう終わっていると。行政区単位で、1区、2区、3区という感じですけども、やはり旧八女市、旧黒木町が行われていないということで、啓発と言われます。皆さんの御意見を。なら、御意見を聞くために地域に出ていかれて、地域説明会等々は今まであったんですか、なかったんですか、お聞きします。

○地域振興課長（平 武文君）

結論から申しますと、この間、啓発並びに住民説明会というのは行っておりません。

ただ、住民の皆さんに啓発するなり説明会を開催するに当たっては、しっかりとした方針と具体的な計画が必要かと思っておりますので、こういった方針を持った上で、もちろん説明するべきところは説明するというところで進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

失礼ですけれども、上陽町が先に合併して、ほかの町村が合併して何年たちますか。平成22年でしょう。2月1日ですかね。7年以上たっています。7年以上たっているのに、まだ行政としてしっかりした骨格の説明もない、地元に対する説明もない。啓発はしましたというが、啓発は何か書面を配ったから、それが啓発ですか。このままいけば、恐らく行政区の再編というのはできませんよ。やはり郡部の方たちに見えないところでも、おっどんは仕方なかと、少なかつじゃけん合併せなしようがなかったんじゃないかと。

ところが、その中で合併をもとに戻してくれという声も行政区の一部にはあるそうです。そういう声を市民の方に出させちゃいかんわけですよ。だから、大ごとだろうけれども、旧八女市、旧黒木町においても、何か冊子を配ってこうですよと言うのは簡単だけれども、やはりそこに行政の方が出て行って、そこで説明会をきちんとすると。それは最初から、ああ、待っておりました、一緒になりますよという答えは必ずないはずですよ。反対が起きるはずですよ。

けれども、合併してからもう7年ですよ。今後はそういう説明会、一切計画にもありませんか、ありますか。それだけお願いします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

答弁が一部重複いたしますので大変恐縮でございますけれども、合併以降、合併後の調整、それと、そこに災害がございました。それと、やはり方向性としては、校区づくりの地域づくりに力を注いできたという経過がございます。

おかげさまで成果といたしまして、平成28年度に市内21校区全ての協議会におきまして、地域振興計画というものをつくっていただいた経過がございますし、加えまして、また昨今は地方創生の流れもございますので、より地域振興に力点を置いた取り組みが求められるということがございます。

これも繰り返しになりますけれども、行政区の再編のテーマにつきましては、その重要性に一つの陰りもございません。今日においても極めて重要な課題だと思っておりますが、地域づくりの組み立ての手順として、次の手順ということで御理解いただきたいと思っておりますので、そういった準備というか、方向性なり方針が定まりました場合、またしかるべき御説明

というか、地域の皆様のお声は聞いてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

これは八女市が平成28年3月に出しております。「行革で、夢を」と。第7次八女市行政改革大綱。夢という言葉は、非常に先が見えるような——夢を持ちなさいと。

ただ、この中の⑩ページですけれども、行政区と書いてあります。目的、行政区の組織力向上により運営の安定化を図る。次に活動、運営支援（行政区の統合等地域団体の運営に関する情報提供等）。単年度目標（活動量）と書いてあります。情報提供回数1回、計画期間目標、横棒で何も書いてありません。せっかく去年の3月に出されておる行政改革大綱の中を見れば、失礼だけれども、言葉では書いてあるけれども、ああ、やる気がないんだなとか思えませんけれども、これに対する回答をお願いします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

まず、啓発の活動の捉え方でございますけれども、私どもの補助金の要綱でございますが、八女市行政区再編推進特例奨励金支給要綱という要綱がございます、これに基づきます奨励金の交付をさせていただいておりますので、年度の頭に全区長さんお集まりのときにこの制度の紹介をさせていただいていることで、啓発の部分は捉えているところでございます。

それと、2点目の御質問でございますやる気ということでございます。

これも答弁としては重なりますが、地域づくりの組み立ての手順として、これからの課題という整理でございますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

未来づくり協議会ということで言われますけれども、それじゃ、その未来づくり協議会は行政区の上にあるのか。小学校区単位がほとんど1単位になっております。当然、そこには代表行政区長もおられます。未来づくり協議会の兼任かもしれません。そうなった場合に、行政区と未来づくり協議会の2つが一緒の目的に向かって動けばいいですよ。ただ、執行部としては、21の未来づくり協議会で各校区ごとに頑張ってもらっています。

そうすると、小学校ごとの行政区、区長、兼任はあれですけれども——ということは、行政区の単位の合併はせんでもいいんじゃないかと、未来づくり協議会に言えばいいんじゃないかという考えですか、それに対する回答をお願いします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

ただいまの御質問は、まちづくり協議会と行政区の関係ということでございますが、まず、

基本的にまちづくり協議会をお願いしているというか、期待させていただいている機能といたしましては、地域の課題をみずからの課題として積極的に解決していただきたいということで、漠然と抽象的な言い方でございますけれども、積極的な役割というのをお願いしているところでございます。

一方、行政区につきましては、まず私どもの規則でお願いしているところに、例えば、居住者台帳の整備でありますとか、情報の伝達、そして広報紙の配布といったところでございますので、私どもから行政的に一つ解釈させていただければ、管理的役割をお願いしていると基本的には整理しております。

ただし、実情の行政区におきましては、こういった管理的な役割だけではなく、例えば、各種の交流事業でありますとか、健康づくり事業、こういった事業にもお取り組みいただいておりますし、中には公民館の財産管理のお話であったり、冠婚葬祭の対応であったり、中身は多種多様と思っております。

こういう両者において関係を考えますと、例えば、再編で一つの行政区の大きさが大きくなっていくと。校区の中でまちづくり協議会の大きさに近づいていくと仮定すれば、現在行っている行政区の中の事業部分ですね、地域課題をみずからの力で解決していただいているといった事業部分は、一つの役割分担の考え方として、まちづくり協議会で担っていただいたほうが財源的にも、事業の効率的にも高いものが期待できるのではないかと。これは、あくまでも一般論でございますけれども、こういった見方をしております。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

誰もまちづくり協議会がどうのこうのは言っていないので、とにかく郡部の方たちには強制的だけれども、していただいたと。ならば、やはり残っている旧八女市、旧黒木町においても、合併を推進していく動きをとるべきではないのか。当然、説明会等々、第6次から第7次になった時点で完全にトーンダウンしておるわけですよ。平成24年は何もしていません。実績なし。平成25年度、実績なし。平成26年度、実績なしと。だから、やる気があるのかなのか。

当然出て説明をすれば、それは反対はありますよ。みんなそうですよ。それでも、やはり立花、矢部、星野、上陽においてはやむを得ないだろうということでされております。

聞くところによりますと、もう一遍、行政区の再編をしてほしいという声が上がっている地区もあるそうです。これは、現実問題としてはできないと思います。だから、旧八女市と旧黒木町においても、それは説明に行って、はい、待っておりましたということはありません。恐らく反対が起きると思います。けれども、これを努力目標として、単なる冊子を配るだけではなくて、地域に出ていって、それはまちづくり協議会の中でもいいですよ。そうい

うところで説明をして、時間はかかるけれども、これでぜひいきたいんだと、執行部の気持ちを伝えるべきではないのか。

このままいけば、失礼だけれども、まちづくり協議会と行政区が並行していきますよ。だから、ぜひ今後、努力目標として行政区再編について説明会をしていきますと。答えは要りません。そういうふうにも内部で考えていただければ動けるんですから、ぜひお願いいたします。終わります。

次に、教育問題ということでお聞きします。

午前中5時限授業についての八女市の考えということで、西日本新聞の4月6日「広がる午前中5時限」ということで、これはいいのか悪いのかちょっとわかりませんが、ただ、こういうふうにも新聞に出ております。「授業増でも放課後ゆとり」となっております。

八女市は今後、どのように検討していかれるおつもりなのか、まずお聞きします。教育次長、お願いします。

○教育次長（永溝弘幸君）

お答えいたします。

午前中5時限授業は、私もその西日本新聞の報道で知りました。いろいろ調べさせていただいた部分もあるんですが、基本的に午前中に5時限の授業を実施するに当たって、業間を縮めたり、なくしたり、それから、給食の時間を少しおくらせたりという部分で、子どもたちへの負担がどうなのかなという部分を一番に考えました。

負担というのは、トイレ休憩であったりとか、次の準備であったりとか、そういった部分も含めて、それから、食事が遅くなるという部分も含めてなんですが、そういった部分で現時点の八女市としては、先行して福岡市の一部の小学校で実施はしてありますので、そういった部分の成果、課題等も把握させていただいてというところが現時点の八女市の考え方です。

以上です。

○9番（牛島孝之君）

この新聞記事の中で、各学校の工夫がふえると。これは、文部科学省教育課程課の石田有記専門官の話の中で、新学習指導要領を見据え授業時間を確保するための工夫の一つと言える。今後、各校でさまざまな工夫がふえると見られる。東京では1こま40分授業を午前中に5時限やるような小学校もある。ただし、トイレ休憩などで授業時間がロスが生じた場合、その分を別の時間に振りかえるなど、年間を通して必要な時間数を確保するよう努めてほしいと。

これは福岡の愛宕浜小学校ですが、小学校は1時限が45分、毎朝午前8時半から読書などに充てていた朝タイムを朝の会に改め、10分前倒しと。合間の休み時間も0～5分にする。

これをする事によって教師の負担ですね、要するに、まずは生徒にも負担になるかもわかりません。だから、これがいい悪いじゃなくて、確かに文部科学省が指定したわけでもなく、ただやっているところがあると。今から検討されて、よければ両方に負担がかからないように、先生にも負担がかからないように、子どもさんにも負担がかからないように、八女市独自でどういう教育がいいのか、ぜひ教育長を含めて考えていただきたいと思いますが、教育長、いかがお考えでしょうか。

○教育長（西島民生君）

お答え申し上げます。

ただいま教育次長が御答弁いたしましたように、恐らくメリット、デメリットがあるんだろうと思っております。

八女市教育委員会といたしましては、最優先に考えるのは、子どもの負担過重にならないようにということをやまず考えております。それから、教職員にとっても、今まで午前中に4時間授業をすればよかったのが5時間授業をすることになりますので、当然、教職員の負担も私はふえると思っております。

また、この背景といいましょうか、将来的に考えていることとして、教職員の負担軽減、あるいはそれを受けて超過勤務の軽減、そこら辺のところを見据えてどうしていつているのかなという印象を持っているところがございます。

ただし、そうなった場合、午後からのゆとりは教職員にふえますが、児童の皆さんがそのまま学校にとどまっていたのでは、やっぱり知らんぷりはできないので、教材研究等はできません。したがって、超過勤務の軽減にはつながっていかないんじゃないか。

そうすると、決められた子どもたちの下校時間を早める必要があるとなってきましたと、かなり保護者の理解なり協力がないととてもやれることではないと、そんなふうに思っているところでございます。

○9番（牛島孝之君）

新聞記事にこういうふうに大きな文字で書かれると、これがいいのかなと普通思うわけですよね。だから、ちょっとお聞きしたんですけれども、次に部活動指導員ということでお聞きします。

3月15日、西日本新聞に、文部科学省は14日——3月14日のことですが、中学校や高校で部活動の指導や、大会への引率を行う「部活動指導員」を、4月1日から学校教育法に基づく学校職員に位置づける省令を公布したと。ちょっと省略しますが、土日に行われる試合では、引率者を原則教員に限るとする中体連や高体連、高野連など大会主催者側の規定で引率できず、顧問の教員らが付き添っているということで、少しでも教師の負担を少なくするためだと思いますけれども、今、八女市でこの部活動指導員ではありませんけれど

も、外部の方がクラブ活動の支援をしているという事例は現実ありますか、どうでしょうか。

○学校教育課長（藤木春美君）

お答えいたします。

先ほどおっしゃいました部活動指導員ではございませんけれども、八女市では外部指導員として、各学校に現在のところ13名がおいでいただいております。これは、生徒の部活動の指導にボランティアとして当たっていただいております。

以上です。

○9番（牛島孝之君）

その外部指導員の方が指導するに当たって、要するに顧問の教師との間で教え方が違うということでトラブルになったことはございませんか。

○教育次長（永溝弘幸君）

お答えいたします。

八女市地区と言っていると思いますが、八女市、広川町、筑後市が八女地区の中体連の組織になりますが、外部指導員という部活動を補助していただく指導の方が入っていただいて、もう10年前後にはなると思います。いわゆる子どもたちのもっと専門的なニーズに応えるという意味合いで、ほとんどボランティアの状態で、土曜、日曜日を中心にお手伝いというか、活動をしていただいているところです。

その10年前後の中には、議員のほうから御指摘いただいた、ちょっと指導の方針が合わなくて話し合いを設けたりとか、そういった部分が現実としてはありました。そういうことを繰り返す中で、現在としては、それぞれ校長も含めた形で外部指導の方と学校が方向性を同じにして、ある程度、取り組んでいるのではなかろうかと思えます。

もう一つ加えまして、昨年度からですが、その外部指導員とは別に県の体育スポーツ健康課の取り組みで中学校・高等学校運動部活動活性化プロジェクトという施策が開始されて、1校に1人ですが、ここは予算措置もしていただいて、1回2時間程度で4,800円、年間上限15日というのが予算限度なんです、それ以上指導していただいてもそこまでという形なんです、そういった部分で、13名の外部指導員の中の7名はこちらのほうにも登録をしていただいているというところで、この活性化プロジェクトではない方も含めまして、きちんと県のアクションのほうで研修会に行っていたりとか、そういうことも含めて取り組みをやっているところです。

以上です。

○9番（牛島孝之君）

今聞きますと、多少のあれはあったけれども、今現在はそういうものはないとお聞きしましたので、これは安心しましたけれども、以前、約十七、八年前ですか、お聞きしたときに、

非常に先生が大ごとだから、地域から教えたい人がおるけれどもといったときに、名前も覚えておりますけど言いませんが、その方がクラブ活動が乗っ取られますという言葉が言われました。筑後地区はただだけれども、北九州とか福岡はそうですもんねと。やはりそこは教師の考えだと思うんですよ。乗っ取られるんじゃないで、あなたが指導しない限り、子どもたちはてれんぱれんとしよると。ならば、地域から入っていただいて、その方が教えたいというならいいんじゃないですかと言ったけれども、その当時はそういう考えの教師の方もおられました。

地域から正式な職員じゃなくて、そういうことこそが小学校じゃなくて中学校でいうところのコミュニティ・スクール、一つの先例になるのではないかと思いますので、ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

次に、毎度毎度聞いておりますのでしつこいと言われるかもしれませんが、先生の過労死ラインということで、これは2017年4月28日夕刊です。

小学校で33%、中学校で57%、先生の過労死ライン。この中に、トイレにも行けない、学校に13時間半という女性教員の方の言葉も載っております。もう何度も聞いておりますけれども、やはりこの解消法といいますか、恐らく教育長も何度も答弁していただいておりますけれども、文部科学省からのレポート、あるいは県の教育長からのレポート、当然重複するようなこともあるかもしれません。学校からは7時8時で帰ったとしても、家でまた夜中までですと、そういう現実があるわけですね。

だから、新聞にこういうふうを書くからではなくて、ずっと聞いておりますから、恐らく八女市の教職員にアンケートをとっても、なかなか本当の答えは出にくい。ただし、新聞記事としてこういうものを見れば、自分もそげんばってんという方もおられると思います。

だから、労働時間については、根本的に公務員と一緒にすよという答弁も教育長から以前にもいただいております。どうすればという対症療法、すぐにといいはないと思いますけれども、やはり少しでも軽減させていただかないと、この前、教育委員会でお聞きしたときに、教育長から教師の数が足りない、福岡市あたりに取られると。取られるという言い方は悪いかもわかりませんが、条件がいいから向こうに行くと。教育委員会に出席させていただきまして、そういうのは初めて聞きました。

やはり現実にそういうものがあるので、過労死、当然それはいけないことです。民間で言えばサービス残業、あるいはブラック企業という言葉もありますけれども、どうすればというあれはないかもしれませんが、できれば本当に八女市だけは文部科学省から来る、県の教育長からも来る、同じような内容であると。これは昔のようにやらんよとか、そういうのはレポート的にできますか。

○教育長（西島民生君）

お答えいたします。

結論的に申し上げますと、ちょっとそれは不可能であろうと思います。というのは、国、県、それから市町村というつながりの中で、そして、学習指導要領という一つの基本の中で学校教育を行っておりますので、レポートあたりが拒否されるということは不可能であろうと思います。

○9番（牛島孝之君）

以前、教育問題で竹富島ですか、文部科学省の教科書は使わないということがありました。日本で唯一、文部科学省に反旗を翻したと。だから、反旗を翻せとまでは言いませんけれども、教職員が安心して生徒のことも考えられる。当然、家庭には自分の子どもさんがおられますし、学校に行けば生徒がおる。両方大事だと思うんですよね。だから、過労死ということが絶対ないように反旗を翻せとは言いませんけれども、実際、教科書問題でやられたのもありました。

できれば、少しだけ反旗をちょっと——いや、やはり教師のことを考えて、教育長がこの前、教育委員会で言われたように、優秀とは言いませんけれども、教師を本当に福岡市とかの政令指定都市に取られているんですよと。やっぱりそういうこともありますので、地元出身の方は地元で教員をしたいという八女市にするために、もう一言だけ意気込みをお願いします。

○教育長（西島民生君）

お答えいたします。

お答えにならないかとは思いますが、文部科学省の調査、速報値、それから、八女市教育委員会が毎月集計をして、そして、12月にまとめています調査の結果を見ますと、八女市の場合はおかげさまで小学校も中学校も随分、全国の超過勤務の平均を下回っているというデータがございます。

その背景として、答弁でも申し上げましたけれども、この教職員の超過勤務というのは、教職員の負担軽減と大きくかかわっていていると思います。教職員の負担軽減を図るための施策を八女市の場合には前取りする形でいろいろさせていただいているところでございます。

例えば、2学期制の導入でありますとか、あるいは少人数指導教員の配置、それから、図書司書の配置、支援員の配置、そういう人的配置を、人数的に申し上げますと、八女市独自の嘱託職員ではございますけれども、独自で100名近く各学校に配置しています。学校数は小学校が14校、中学校が9校、義務教育諸学校が1校で24校ありますけれども、1校当たり大体4人程度の先生方を八女市独自の予算として別個に配置しているんですね。そういうこと等も教職員の負担軽減につながるということは、超過勤務の軽減にもつながってきているはずですので、八女市独自のそういう負担軽減策で超過勤務を少しでも減らしていこうとい

うことで今頑張っているところをごさいますて、御理解をお願いしたいと思います。

○9番（牛島孝之君）

資料をいただいております。市費で職員数、小学校で68名、中学校で28名、合計96名という
うことで資料をいただいております。

教育長を含め、市執行部も非常に頑張っておられると思います。今後とも教育問題について
は聞いていきたいと思しますので、よろしくお願いたします。

これで終わります。

○議長（川口誠二君）

9番牛島孝之議員の質問を終わります。

午後2時40分まで休憩します。

午後2時25分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

2番橋本正敏議員の質問を許します。

○2番（橋本正敏君）

こんにちは。2番橋本正敏です。一般質問の中日、4番目ということで多少お疲れと思
いますけれども、あと少し最後までよろしくお願いたします。

本日は2点について質問いたします。

まず、自動車等の運転免許証自主返納者に対する支援についてであります。

近年、高齢者による交通事故が年々増加し、その本人や家族、そういった方から継続して
運転することに不安を感じられるという相談事が多く出ているということでもあります。そこ
で、1998年、平成10年に運転免許証の自主返納が制度化されました。これに伴いまして、多
くの自治体で自主返納者に対するさまざまな特典、サービスが設けられております。現在、
我が八女市におきましてもいろいろ支援策がございますけれども、その現状と今後のさらな
る支援策についてお聞きいたします。

次に、八女市の観光についてであります。東京オリンピックに向けて増加している外国か
らの観光客に対する受け入れの考え方についてお聞きいたします。

外国からの観光客、それとまた、近隣からの観光客についてもお聞きいたします。

続きましては、通告に従いまして質問席にて質問いたします。よろしくお願いたします。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

2番橋本正敏議員の一般質問にお答えをいたします。

1、運転免許証自主返納者に対する支援について、(1)現在の支援策と利用者の数は。

本市としての支援策は現在のところはございません。民間の事業所で実施されている支援策としましては、堀川バスが65歳以上運転免許証自主返納者へのバス運賃を半額に割引く制度がございます。また、西鉄バスにおきましては、以前から65歳以上の西鉄バス乗り放題定期券がございますが、免許証を自主返納された方がこの定期券を購入する際に販売価格から1千円割り引いて販売する制度がございます。

(2) 新たな支援策について。

県内の他市町村の支援策を見ますと、乗合バスのIC乗車カードやコミュニティバスの回数券、タクシーの利用券の交付などさまざまでございます。このような他の自治体の支援策等も参考にしながら、本市においてどのような支援策が最も効果があるのかを十分検討する必要があると考えております。

(3) 乗合タクシーなどへの活用は。

現在、地域公共交通網形成計画の策定に向けた協議を進めておりますが、運転免許証自主返納への対応についてもテーマの一つとしております。今後、先進事例等を研究し、本市の乗合タクシーの特徴を生かした施策を検討してまいります。

次に2、八女市への観光客の受け入れについてでございます。(1) 八女市における外国人観光客の数とその形態は。

近年、国内の外国人観光客が急増しており、国もビジットジャパンといったさまざまな外国人観光客を迎え入れる事業を展開しております。本市では観光客が外国人であるかという調査は行っておりませんので、外国人観光客の数は確認できませんが、それぞれの観光施設へも外国人の観光客がふえてきている感は高くなってきております。形態についてはアジア圏からの観光客が多く、個人で来訪されている方々が目立ってきている状況でございます。

(2) 今後、増加する観光客への対応は。

本市では5カ年計画で茶のくに観光アクションプランを策定しており、本年度は今後増加する外国人観光客への対応として、八女の伝統的工芸品を紹介する外国語表記のパンフレット作成や英語版ホームページの作成、英語版体験プログラムの作成を予定しております。

(3) 体験型観光の考えは。

本市では、観光アクションプランによる観光戦略として滞留型観光を目指しております。これは地域の多彩な宿泊施設を拠点としながら、それぞれの地域で交流や体験を楽しむものでございます。現在まで八女のさまざまな資源を生かした着地型の体験プログラム旅する茶のくに週間や、国内旅行業取得による旅する茶のくにバスツアー展開しており、今後はさらに内容の充実を図り、地域の方々との連携を図りながら観光入り込み客の増加と地域の活性化を目指していきたいと考えております。

(4) 「やまや」との連携事業について。

株式会社やまやコミュニケーションズとは昨年の12月14日に地域活性化包括連携協定を締結しました。また、12月16日の全員協議会におきまして連携協定の内容等を御報告させていただいたところでございます。本年の4月には、やまやから八女フルーツガーデンプロジェクトにつきまして現状説明をいただきましたが、基本構想から基本計画素案作成の段階であり、具体的提案をいただいた上で事業内容を検討し、連携協力を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○2番（橋本正敏君）

はい、ありがとうございます。

まず、自主返納者に対する支援についてでございますけれども、やはりこの八女市におきましては中山間地が結構多くございまして、仕事はもちろん買い物に行くにも車は必要不可欠なものでございます。高齢になったからといってこれを簡単に手放して、他の公共機関があればいいのですけれども、なかなかそれが無い現状におきましては、やむを得ずこれを返納するときにも何かの支えが必要であると思われまふ。そこで、市民の運転者本人、あるいは家族、その生活を守るためにも、そして、今後の快適な老後生活を進めるためにも八女市独自の支援が必要になってくるのではないかと考えております。

近日、5月23日の西日本新聞におきましても、近隣の久留米市内の報道がされております。久留米市内でタクシーを運行する29事業者、組合が運転免許の返納者を対象に運賃から10%を割引くサービスを6月1日から始めるとあります。また、久留米市は6月5日に受け付けを始める高齢者運転免許自主返納支援事業で、返納者に対して年10千円支給されるタクシー利用券も同時に発行される予定になっております。もう発行されているはずですが、このように近隣ではございます。ほかにも調べましたが、近隣では、佐賀県では県のバス、タクシーの1割引、長野県の、八女市の類似都市としてありますけれども、65歳以上の返納者で運転経歴証明書を取得する3千円の諸費用を負担する。秋田県の湯沢市は、この前チャレンジデーで八女市と争ったんですけれども、こちらでは65歳以上の返納者は乗合タクシー運賃を半額。それから、珍しいところでは、鹿児島県の日置市というところでは、公共温泉の施設、複数の施設があるようですけれども、ここでは割引を100円から200円それぞれするというような、そんな施策もあるようでございます。

八女市におきましても、このようにタクシー会社、それから、先ほど出ましたけれども、堀川バス、西鉄バス、これらに対してそれぞれの業者が独自で行うのではなくて、八女市が支援する方策をとったらいかがと思われまふけれども、具体的にその辺を考えておられるのか、おられないのか、よろしく申し上げます。

○防災安全課長（石川幸一君）

御説明申し上げます。

現在、八女市といたしましては、先ほど答弁書のとおり市としての独自の支援制度はございませんので、県内60市町村のうち現在調査しますと、20市町村が支援を始められました。そこで、八女市といたしましても何らかの対応をしていく必要があるという考えでは思っております。答弁書の中にも述べておりますが、支援のやり方といたしましては、乗合バスのIC乗車券の交付だったり、コミュニティバスの回数券、またはタクシーの利用券など、その施策も県内さまざまでございます。先ほどのお話にもありましたが、久留米市さんはそのタクシーの割引のほかにも、今、IC乗車券、いわゆるバスですね、バスの利用券とか、コミュニティバスの回数券などの支援も一緒にされてあります。八女市がどの施策、どの方法が一番いいかを、今研究を早急にさせていただき、当然、費用とか、いわゆる予算とか、制度とか、その構築が必要でございますので、新年度に向けて関係課と十分協議をしながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○2番（橋本正敏君）

はい、ありがとうございます。確かに八女市の乗合タクシー、乗合バスは現在使われておりますけれども、例えば、これがもし返納者が急増するようなことがあれば、この利用形態もまた変わってきますので、エリアの再編も含めて大変重要になってくると思っておりますが、その辺はどんなふうにお考えでしょうか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

乗合タクシーの活用につきましては、自主返納者支援制度の大枠が固まりましたらば、ぜひ公共交通機関の利用促進、それと、乗合タクシーの特徴を生かせる分野として活用のほうは積極的に検討してまいりたいと思っております。

また、それに伴います乗合タクシーのエリア等の調整につきましても、現在も地域公共交通網形成計画ということで抜本からの見直しをかけておりますので、その新制度を利用される方のボリューム、それ以下によるところがございましたけれども、そういったものに注視しながら検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

これは早急にやってもらいませんと、自主返納ではなくて強制的に免許を取り上げられる方が今後ふえてくる状況にございますので、なるべく早くこれは施策として設けてもらいたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

次に、2番目ですけれども、八女市における外国人の観光客の数とその形態ということでお聞きしましたが、ただ、これは把握していないということでございましたので。

これは日本の国としての勘定ですと、日本政府観光局というところが平成29年、ことしの5月19日に推計として発表したもので、訪日外国人観光客数の前年同月比23.9%増、本年4月は257万9,000人訪日されたということになっております。これは戦後最高で単月での初の250万人を超えということで報道されております。2020年のオリンピックに向けて、これがさらに加速していくものと考えられます。

八女市におきましても、これは実感でございます。最近、黒木の大藤まつりに参加しましたけれども、そのときにも日本人と思って聞いておりますと、ちょっと理解できない外国の言葉でした。どこの言葉かわからないけれども、そういう観光客が物すごく多くて半分以上いらっしゃるんじゃないかというぐらい多くございました。このように、急激にふえてくる外国人の観光客に対しまして、現在、八女市がどれくらいの観光客が来てあるのかというのを把握していないということがちょっと残念でございますけれども、多分実感としてもうかなりあるというのはわかってあると思いますので、この方々に対して、例えば、観光地のトイレはこっちですよとか、ここはこうこうこういう施設でありますという説明文とか、そういうものがあつたほうがいいんじゃないかとちょっと思ったわけですが、先日の井本議員の説明にもございましたが、パンフレットを用意するというところでございました。私ができるならばその場であつたほうがいいと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。もう一度よろしく申し上げます。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

外国人が八女市にどれぐらい入ってきてあるかということは、これは調査がちょっと不可能ということで、さっきの答弁のとおり調査をしておりませんということで答弁ありましたが、ちょっと施設で、例えば、グリーンピア八女でどれぐらいの方が泊まれたかというのは数字が出ておりますので、ちょっとこれを言わせていただきたいと思います。グリーンピア八女が、これ平成28年度の宿泊者ですね、114人の外国人の方が宿泊されております。池の山荘で84人、それと伝統工芸館のほうに来ていただいた外国人の方、約500人ですね。それと九州オルレ八女コース、3,000人ほど来ていただいておりますけど、そのうち700人が韓国人、韓国のほうから来ていただいております。

議員おっしゃったように、大藤まつり、これにもたくさんの外国人が来ておつたということで、こういう大藤まつりは旅行会社が直接、外国人案内人がついてきますので、この把握がなかなかできません。宿泊とか伝統工芸館の入場者は、今言った数が大体外国から来ていただいております。

先日の答弁でも言いましたけど、外国語、インバウンド対策ですね、このようなパンフレットで今対策をとっております。それで、アクションプランにも平成29年度からそのイン

バウンド対策ということで、これも先日申しましたけど、外国語表記のパンフレットとか、ホームページの充実、それと、今やっております体験プログラム、これの受け入れができるやつを英語版でつくりたいということと、これも今年度で調査ということで、外国人の方もいろいろな方がいらっしゃいます。クルーズ船の方たちは滞在時間が本当に3時間ぐらしかありませんので、八女のほうには来ていただけません。それと、買い物を目的とか、福岡県で一番多いのがやっぱり韓国の方が37%という調査が出ております。それと、台湾、中国、香港という順番になっております。全国でいうと中国人が一番多いということになります。中国、台湾、韓国、香港ということになりますけど、来られる目的がそれぞれ違いますので、例えば、香港とか台湾の方はリピーターが非常に多いということがわかっております。もう3回、4回、5回ということで、平成28年度の調査報告にもしてございましたけど、香港の方を対象に調査をしておりますけど、リピーターの方が非常に多いということがわかっておりますので、そういう方々が八女市のほうに少しずつ今から入ってこられるのかなということで、今まで観光事業を推進してきた体験プログラムこういうことをやっぱり充実していくことが外国人受け入れにつながっていくかなということで考えております。

それで、インバウンド調査ということで香港の方対象に何を目的で来たいのか、何を求めてくるのか、そういうところを具体的な調査を行って、そのためのインバウンド対策ということで考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

ありがとうございます。

先ほど香港の方たちのアンケートをとったということでございます。これにも、それじゃ日本に旅行に来るときの情報源はどこかということで調べてございます。香港のインターネットのサイト、それから、SNSや口コミとなっております。

そこで、ちょっと八女市のホームページを見ましたが、今、地域振興課で「八女のロマン 移住定住」という関連のSNSや動画が配信されております。これは八女の魅力を発信して移住定住してもらおうという動画なんですけれども、とてもよくできております。ここで、これはただの観光というか、移住定住のもので、これを商工観光課のほうも相乗りされるような形で観光地ごとのSNSの動画をつくって見たらどうかなと思います。そうすればパンフレットでもちろん見るのと同時に、それを実際に行ったその土地で、観光地でそれを見ることによってさらに、こういうことなんだということで理解ができると思いますので、その辺は地域振興課との関連というか、連携はいかがでしょうか。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

観光のほうでも動画をホームページのほうで配信しておりますし、先ほど移住定住の動画ということでしたけど、目的が八女市の観光ということで商工観光課ではそのビデオをつくっております。それをしっかり配信しております。

それで、先ほどのインバウンドツアーで調査したやつ、やっぱりこれは体験プログラム、体験というか、バスツアーを募集したわけですね、桜ツアーをですね。そしたら、212名のインターネットでの香港からの申し込みがありました。対象は20名ですので、その中から抽せんということになって、実際の参加者は当日のキャンセルもございましたので、20名全員が来られたわけじゃありません。それで、どういうことで知ったかという、先ほど議員おっしゃったように、インターネットで、これで配信しましたので、インターネットから。それと、香港に福岡県の香港事務所がございますので、こちらと連携をとりながら、香港にある福岡県の香港事務所のインターネットを見て募集されたと、そういう方も非常に多うございました。香港サイトが13名ということになっておりますね。インターネットが13名。非常にこういうやっぱりインターネットで配信すると、向こうの方がこういうことをやりたいということでたくさんの方の申し込みがありますので、先ほど言いましたように、ことしそういうインバウンドの調査をですね、具体的な調査、どのように今後対策をとってきた方がいいのかということで調査をしっかりとやっていきたいと思えます。

それと、先ほどの定住のほうのやつと連携をということですけど、観光は楽しみでこちらに来られますので、その辺ができるかどうかというのは地域振興課と協議しながら進めたいと考えております。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

ありがとうございます。

それから、旧八女市内の中心部は比較的狭い範囲に観光地がございますので、これは先に井本議員のときにもお答えがあったかもしれませんが、W i - F i の環境ですけれども、最近は観光地に行きますと無料のフリーのW i - F i の環境がございます。これはとても役に立ちますので、こういうところは八女市は考えておられるのかどうか、お聞きします。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

W i - F i の環境整備ですけど、茶のくに観光案内所もW i - F i が飛んでおりますので、外で、それこそインバウンドの方じゃなくて中学生、高校生とかが来てずっとしております。なかなか難しい問題があると思えます。

この前、八女市の観光協会のほうでW i - F i を設置する市内の伝建地区のそういう商店とか食べ物屋さん、そういうので観光協会のほうでちょっと補助をしようかという話も出て

おりましたけど、それもそこまではまだいっておりません。それで、充電器もありまして、ほとんどがインターネット接続できる状況でございますので、観光としてそのW i - F iを使ってということは今のところ考えておりません。

オルレコースの中で——オルレコースというか、どこどこでそうやってW i - F iを使って接続して説明できるような場所は数カ所ありますけど、全体的なW i - F iで情報発信ということは今のところ考えておりません。インターネットのホームページ、観光サイト、そちらのほうで情報発信をしようと考えております。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

先ほども、答弁にもございましたけれども、近隣の南アジアとか東南アジアからの外国人のお客さんがよく来られているということでした。そして、博多港とか福岡空港とかへ来られて、俗に爆買いと言われて一時期有名になりましたけれども、これが、時がたつに従って体験型という観光客がふえているという見方がございます。当時は近隣のところで電化製品をたくさん買って短時間で帰っていくという旅行の形態でございましたけれども、最近では中長期的に滞在をして、そこで体験をして帰っていくという訪問エリアが広がって日本のおもてなしというものを求めてふえているということでございます。

そこで、八女は福岡市からはちょっと遠うございまして今まで少なかったのですけれども、そういう中長期の滞在型がふえるということであれば、今後はますますふえるということでございます。この体験型について、今度はふえていくと思われまして。この八女の地は中山間地が多うございまして、観光客の受け入れについて、八女の自然という魅力的なものがたくさんございます。現在、黒木のN P O法人山村塾で稲作を中心に多彩な体験プランが行われております。このような自然を相手にした、また、自然を取り入れた観光についての考え方をお聞きいたします。今後このようなことを八女独自にやられるようなことがございましてしょうか。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

議員おっしゃったように、今から体験型観光ですね、うちでずっとやってきましたプログラム、昨年度もたくさんのプログラムをやってきましたけれども、こういうのを好んでというか、多分ふえるだろうということでこちらも予測しておりますので、これの英語版を今年度につくる予定で先ほど言ったとおりでございます。

それと、あと山村塾とか小森さん中心にやっていただいておりますけど、ここはちょっとそういう観光じゃなくて外国の方がボランティア精神というか、いろいろな国から来ていらっしゃるということで、ちょっと話を聞いたら、スイスとかモンゴルとかフランスから、

例えば、中央大学のほうで来て留学しておってこちらのほうに来られると、そして、石積みの体験とか、やっぱり里山を守るような活動をずっとされておるといふことで、ちょっと観光とは違う視点で成功しておる例だと思ひます。外国にそういうきれいな里山とか、例えば、水田で水がずっと上から流れてきて、水路を流れてきて、田んぼで水を張ってと、そういう風景というのがなかなかないといふことで、それをやっぱり守ろうといふことで、そういう思ひに賛同された外国人の方がお金を出してその体験をしに来るといふことです。今もたくさんの方々が来ていただいております。ワーキングホリデーといふことで80日間滞在型とか、短期型とか、料金を設定して、その料金を払ってきていただいておりますといふことで、ちょっと観光では今のところそういう考えはございません。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

ワーキングホリデーといふことで、これは私は観光と紙一重だと思っております。こういう方々がこちらに来られるといふことで、そのまま移住されたり、こちらの地域の人に影響を与えて、またさらなる観光といふか、周りからお手伝いに来られる方がふえるといふような、そういうことがあって、それが活性化につながるといふことで、これは紙一重ですけれども、私は観光の中の一部として捉えております。

さっきの体験型といひますけれども、私は例えば、タケノコ掘りとか、ミカン、キウイフルーツ狩りとか、こういう果物の収穫体験、例えば、イチゴがここはあまおうで有名ですけれども、イチゴの農業出荷が終わった後にも、多少になるんですけれども、かがりあげのときの観光で、みんながばっと寄って、かがりあげの手伝いをしながらイチゴをとっていくという観光があります。こういった農産物といふか、農業にかかわった、ちょっとした余り物じゃないけれども、農作業の傍らにできるようなこういう観光がこれから少しずつ生かされていくのじゃないかと思っているんですけれども、こうすることによって、単に観光だけじゃなくて、今、農業離れしているような若者が来られる人たちに刺激を受けて、農業も結構おもしろいんじゃないかと、そこでそのまま後継者として残っていただいたり、ほかからそういう農業に対する興味を持った人が移住定住してもらえるのもいいんじゃないかといふ考えで、そういう体験型の観光といふのは物すごく大切なものだと思っております。

こういうツアーをですね、私が言ったのはこういうツアーもありますよといふことでまたさらに聞きたいんですけれども、こういう体験型のツアーはいかがでしょうか、考えられますでしょうか、いかがでしょうか。

○商工観光課長（井上啓時君）

お答えいたします。

議員のほうにも、議員の皆さん方、平成28年度の観光事業でやった分、お配りしております。

すけど、昨年やった中でキウイの収穫のお手伝いとか、先ほど山村塾が出ましたけど、棚田の石積みの体験とか、たけのこハンティングということで黒木のほうでタケノコを掘っていただいたりとか、こういう着地型の体験プログラムを今までも何度かやってきております。ちょっと橋本議員が言っているのは、多分、何日も滞在してやられる、そこで農業の魅力を感じてそこに定住ということで考えてあるのかなと思いますけど、私どもが今やっておるのは日帰りの体験です。滞留型の観光を目指しておりますので、宿泊施設に泊まって、また次の体験をしていただくということで、そういうことを目指さないかんということで今やっておりますけど、とりあえず今成功しておるのは日帰りの体験ですね。それで、あとこれはどうしても募集したらお客さんのほうから申し込みがなからんとこれは成り立ちませんので、幾ら募集しても申込者がゼロだったら実施できませんので、ただ、それが非常に今、申込者が多くて抽せんでやっておるという状況です。

これは何でそういう申し込みが多いかというのと、やっぱり魅力ある、例えば、キウイの体験も、これはキウイ狩り体験じゃなくて農家のお手伝いをやりませんかということで募集しました。キウイもちぎっていただきました。そういう楽しい体験と、そこでの食事ですね。大道谷のほうでこれはやりましたけど、名前を言っているんですかね、加代さんのおもてなしの手料理、やっぱりそういうのが魅力的で来られます。それと、タケノコも、これは大雨でしたけど、タケノコを掘って持ち帰っていただくと。げんき館おおぶちのほうでピザを焼いて帰っていただくと。滞在時間が大体、朝10時ぐらいに来られて3時ぐらいにはもう送りますので、そこ5時間ぐらいです。そういう魅力ある商品で楽しい、おいしいものを食べられるということで今参加者が多いかなと思っておりますので、ちょっと橋本議員が描いている体験型とは今やっておるのは違うかなという気がします。そういうことを目指すとも今からいろいろな勉強をしながらやっていかなければならないとは思いますが、とりあえず今、日帰り、できたら2泊、3泊としていただいてそういう体験を楽しんでいただく、このような観光を今目指しておるところでございます。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

ぜひ引き続きこれをやっていただきたいと思っております。援助じゃないけれども力になって、近所に農家の方もたくさんおられますので、うちでやってくれという方ができましたらぜひよろしく願います。

それから、こういう体験型というのは、実は去年の12月に先ほどの答えのところでありましたけれども、やまやコミュニケーションズとの連携協定があったと思っておりますが、やまやコミュニケーションズとの地域活性化包括連携協定というのが結ばれておりますけれども、もう半年過ぎましたが実際にこれが本当に進んでいるものか、近所から「もうないとやない」

とかという話も聞いたものですから、実際にこれが本当に進んでいるものか、実際にどこでやられるものなのか、そういうものを具体的にあればお答えをお願いします。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えを申し上げます。

答弁書の中にも記載をしておったかと思えますけれども、一応12月の全員協議会の中でも議員の皆さん方にはこの協定につきまして御説明をさせていただいているような状況もございます。ここに書いておりますが、4月に一応当方の職員の異動等もありました関係で、挨拶がてらということで会社のほうからお見えになって私どもがお会いをいたしました。その中でお話を聞いてみますと、当然、八女市のためになりたいということは基本でございますので、ただ、その中で会社としていろんな面で検討事項を要するという事も申された状況もございます。八女市にとって最善の策、当然会社としても最善の策ということで現在検討をされている状況でございますので、そういった提案が近々のうちになるのか、二、三カ月先になるのか、ちょっと当方としてはまだ見えないところはございますけれども、その御提案があった中で、うちとしても当然八女市の市民のためになるような施策、ある程度のそれぞれの各部署との連携をとらせていただきながら検討を進めさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

はい、ありがとうございます。

12月の報道で体験型の観光施設、ここでイチゴやブドウ、そういった特産物の収穫や加工体験、それから農産物の直売などを検討しているということがございましたので、こういったことがもし実現できれば本当に活性化の一つにつながるんじゃないかと思っております。なるべく早くこれを本当に実現してもらいたいと思っております。

それから、同じく黒木町の笠原に「天空の茶屋敷 Sky Tea House」というのが、こういうパンフレットをいただきましたけれども、ここは古民家を改造してツアーや農作業体験等を観光時の休息の宿泊のスペースとかいうことで使われているようでございます。実際この天空の茶屋敷というのに対する市としての支援という形は何かあったのでしょうか、それとも独自でここを使って全く民間の方たちで立ち上げられたものか、御質問いたします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

天空の茶屋敷は、整備に当たりまして地域づくり提案事業の申請をいただいておりますので、整備費の補助を交付しております。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

はい、ありがとうございます。

それで、ここは空き家だった古民家を活用してございます。こういう空き家を活用した観光に利用するというのは、これからひよっとしたらふえるんじゃないかという期待を持っているところでございます。今、空き家バンクとして八女市のホームページに載っているのが17カ所ございますけれども、これはただ定住というか、移住するためのものがございます。たしかそうだと思います。ただ、こういう場所によって、ほかから八女のこういった観光とか魅力を知って来られる移住者がこれからふえてくると私はかなり期待しているんですが、この空き家バンクに対する補助支援というのが現在はその改修費ですけれども、空き家バンクに登録した物件につきましては、改修費の2分の1、上限300千円でこれが空き家バンクに登録されてございます。しかし、これではトイレや炊事場とかの補修をするだけでも全然足りないぐらいのお金だと思っております。より多くの方が来てもらうためには、こういった空き家に対する助成も必要になってくるんじゃないかと思っております。

ほかの地区等を見てもみますと、岐阜県の恵那市というところでは同じ改修費は2分の1ですけれども、上限が1,000千円だとか、宮崎県の小林市では500千円とか、それから、まず空き家をうんと登録してもらって、観光にも役立てられるような古民家が出てきてほしいんですけれども、そういった観光のために改造して使えるような、そういう空き家が出てくるということを目指して、うんと出してもらいたいです。

そこで、出すために長崎県の東彼杵町というところでは、出す人に対しても50千円の奨励金が出ます。こういった空き家を活用してまた観光につなげるという意味でも、出してもらうためにこういう空き家の奨励金、支援金を出してもらいたいですけれども、ちょっとずつれておるかもしれませんけれども、よろしく願います。いかがでしょうか。

○地域振興課長（平 武文君）

答弁申し上げます。

まず、お断りとして、観光の目的ではございませんが、私ども一つ移住定住とか地域振興の観点から、今年度より空き家再生・活用モデル事業という事業を始めました。これは議員御指摘のように、あらかじめ観光目的というふうに定めたものではございませんけれども、物件と、そしてその活用目的をあわせて御提案いただければ、一定の審査を経て整備費等々の補助を差し上げるといった事業でございますので、若干間接的にはなりますけれども、こういった事業を御活用いただいて観光施策、交流促進とつなげていただければありがたいと思っておりますので、よろしく願います。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

多少ずれたかもしれませんが、私は移住定住、それに対してはこういう観光がそれに伴って移住定住につながっていくという方向からもぜひ観光に重きを持ってもらいたいと。そして、観光はただ見て帰るんじゃなくて体験してもらって、その八女の魅力を体験してもらって、例えば、農業とか商業とか魅力を感じてもらって、それが移住につながれば私は大変意味深いものだと感じております。ぜひこれを深くつなげていってほしいと思います。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（川口誠二君）

2番橋本正敏議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。大変お疲れさまでした。

午後3時29分 延会